

(予 算)

令和3年度生活衛生・食品安全関係予算案の概要・・・・・・・・・・・・・・ 4

(連 絡 事 項)

1. 輸入食品の安全確保対策について
 (1) 輸出国における衛生対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
 (2) 輸入時(水際)における衛生対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

2. 検疫業務関係について
 (1) 検疫業務における水際対応(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
 (2) 検疫飛行場以外の地方空港を利用する国際チャーター便の検疫実施・・ 1 4

3. 食品の安全確保対策について
 (1) 改正食品衛生法に基づく対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
 (2) 食中毒発生時・予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
 (3) 食品等の監視指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
 (4) 食肉・食鳥肉の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
 (5) 水産食品の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0
 (6) 食品中の放射性物質への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
 (7) 食品の輸出促進対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3

4. 食品に関する規格基準の策定等について
 (1) 食品中の残留農薬等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
 (2) 食品中の汚染物質等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
 (3) 食品添加物の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7
 (4) 器具・容器包装、おもちゃ等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
 (5) 健康食品の安全性確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
 (6) 遺伝子組換え食品等の安全性確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3

5. その他食品関係
 (1) カネミ油症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6
 (2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力・・・・・・・・ 4 9
 (3) 食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーション・・・・・・・・ 5 1

6. 生活衛生行政について
 (1) 生活衛生関係営業における生産性向上推進事業について・・・・・・・・ 5 2
 (2) 違法民泊対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3
 (3) 感染拡大予防ガイドラインの周知徹底について・・・・・・・・・・・・ 5 4
 (4) 建築物衛生法関係の検討会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 5

7. 水道行政について
 (1) 水道事業関係予算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 6

(2) 水道の基盤強化について	59
(3) 水道事業者等への指導監督について	62
(4) 水道水質管理	63

(予 算)

令和3年度 生活衛生・食品安全関係予算(案)の概要

令和2年12月

厚生労働省医薬・生活衛生局(生活衛生・食品安全部門)

1. 食の安全・安心の確保など

244億円(153億円)

※他省及び他局計上分を含む

(1) 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準策定等の推進【一部新規】

18億円(15億円)

残留農薬・食品用容器包装等の規格基準の策定等を計画的に進める。特に、残留農薬について、代謝物を含めた新たな暴露評価手法を検討する。また、新たな育種技術(遺伝子組換え台木を利用した接ぎ木等)や従来にはない新開発食品(培養肉等)について、最新の科学的知見や海外の取組状況等の収集及び安全性確保に係る検証を実施する。

(2) HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等【一部新規】

588百万円(560百万円)

※他省計上分を含む

令和3年6月の改正食品衛生法完全施行に合わせ、食品等事業者においてHACCP(※)に沿った衛生管理等が円滑に実施されているか等の対応状況の実態把握を行い、HACCP実施のための手引書の見直しや、自治体による指導方法の改善等につなげる。

※ HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point): 食品の製造・加工工程で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

(3) 検疫所における水際対策等の推進

207億円(119億円)

① 検疫所における検査体制等の機能強化等【一部新規】

207億円の内数(119億円の内数)

今後、国際的な人の往来が段階的に再開し、入国者数の増加が見込まれることや東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、国際的に脅威となる感染症の水際対策に必要な検疫機能の強化を図るため、人的・物的体制を整備する。

② 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化

207億円の内数（119億円の内数）

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることを踏まえ、食の安全・安心を守るため、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化を図る。

(4) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

14億円（14億円）

① 食品に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の推進

9百万円（9百万円）

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

② 食品の安全の確保に資する研究の推進【一部新規】937百万円（942百万円）

国民の健康へ直接的に影響を及ぼす食品の安全に関して、改正食品衛生法の円滑な施行、食品の輸出入の拡大、新たな食品生産・加工技術の進展等を背景として、科学的根拠に基づいて適切に施策を推進するために必要な研究を行う。

③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施

422百万円（427百万円）

カネミ油症患者に対する総合的な支援施策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性を踏まえ、患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。また、健康実態調査等の支援施策を円滑に実施するため、患者情報の管理及び記録を標準化する基盤整備を進める。

(5) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応の強化（再掲）

180百万円（127百万円）

※他局計上分を含む

令和2年4月に施行された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、更なる輸出拡大を図るため、政府一体となって取り組むこととしており、輸出施設認定・証明書発行の迅速化等の取組を行う。

2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

395億円（395億円）

※他府省計上分を含む

※災害復旧費及び臨時・特別の措置分を除く

国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備や、水道事業のIoT活用等を進める。

3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

49億円（52億円）

最低賃金に関するセミナーの開催等により、生活衛生関係営業者の収益力向上を図り、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した業績を回復するための環境を整えるなど、業の振興や発展を図るための組織基盤の強化や衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を行う。

4. 復興関連施策（復興庁計上）

・食品中の放射性物質対策の推進

97百万円（98百万円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

・水道施設の災害復旧に対する支援

13億円（81億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、令和3年度に実施する施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

・被災した生活衛生関係営業者への支援

29百万円（423百万円）

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

令和3年度 生活衛生・食品安全関係予算(案)総括表
1. 食の安全・安心の確保など

(単位:百万円)

事 項	令和2年度 当初予算額 (A)	令和3年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)-(A)	対前年度 比 (B)/(A)
(1) 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準策定等の推進	< 1,524 > 1,524	< 1,769 > 1,769	< 245 > 245	116.1% 116.1%
・残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	< 1,044 > 1,044	< 1,158 > 1,158	< 114 > 114	110.9% 110.9%
・食品用器具・容器包装などの安全確保対策の推進	< 362 > 362	< 491 > 491	< 129 > 129	135.6% 135.6%
・食品汚染物質に係る安全確保対策の推進	< 40 > 40	< 40 > 40	< 0 > 0	100.0% 100.0%
・健康食品の安全確保対策の推進	< 79 > 79	< 80 > 80	< 1 > 1	101.3% 101.3%
(2) HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等	< 560 > 337	< 588 > 384	< 28 > 47	105.0% 113.9%
・食中毒その他国内の監視指導対策の徹底	< 219 > 209	< 139 > 131	< △ 80 > △ 78	63.5% 62.7%
・輸出促進も視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進	< 341 > 128	< 449 > 252	< 108 > 124	131.7% 196.9%
(3) 検疫所における水際対策等の推進	< 11,852 > 11,852	< 20,704 > 20,704	< 8,852 > 8,852	174.7% 174.7%
① 検疫所における検査体制等の強化等	< 11,852 > 11,852	< 20,704 > 20,704	< 8,852 > 8,852	174.7% 174.7%
② 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化	< 11,852 > 11,852	< 20,704 > 20,704	< 8,852 > 8,852	174.7% 174.7%
(4) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	< 1,378 > 436	< 1,368 > 435	< △ 10 > △ 1	99.3% 99.8%
① 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	< 9 > 9	< 9 > 9	< 0 > 0	100.0% 100.0%
② 食品の安全の確保に資する研究の推進	< 942 > 0	< 937 > 5	< △ 5 > 5	99.5% —
③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施	< 427 > 427	< 422 > 422	< △ 5 > △ 5	98.8% 98.8%
(5) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応の強化(再掲)	< 127 > 75	< 180 > 116	< 53 > 41	141.7% 154.7%
合計(一般会計)	< 15,315 > [7,903] 14,149	< 24,430 > [8,483] 23,293	< 9,115 > [580] 9,143	159.5% 107.3% 164.6%

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

食品中の放射性物質対策の推進	98	97	△ 1	99.0%
----------------	----	----	-----	-------

- 注 ①. 計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計と一致しない場合がある。
 ②. 上段< >は他省及び他局計上分を含む。
 ③. 3には検疫所の人件費を含んでおり、合計欄の [] は検疫所の人件費分。

2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

(単位:百万円)

事 項	令和2年度 当初予算額	令和3年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
強靱・安全・持続可能な水道の構築	< 39,992> 29,456	< 39,992> 30,171	715	102.4%	
1. 施設整備費等(＊)	< 39,896> 29,360	< 39,896> 30,075	715	102.4%	* 臨時・特別の措置分を除く
(1) 水道施設整備費補助	< 16,749> 6,216	< 16,749> 6,931	715	111.5%	
(2) 指導監督事務費	< 53> 50	< 53> 50	0	100.0%	・指導監督事務費
(3) 補助率差額	1	1	0	100.0%	・北方領土隣接地域振興等事業補助率差額
(4) 災害復旧費(東日本大震災を除く)	356	356	0	100.0%	・水道施設災害復旧事業
(5) 調査費	33	33	0	100.0%	・水道施設整備事業調査費等
(6) 生活基盤施設耐震化等交付金	22,704	22,704	0	100.0%	・生活基盤施設耐震化等交付金
2. 水道安全対策等	96	96	0	100.0%	1. 水道水源水質対策等の推進 25 2. 新水道ビジョンの推進 38 水道インフラシステム輸出拡大推進事業 17 官民連携等基盤強化支援事業費 11 水道の基盤強化方策推進費 5 水道施設強靱化推進事業 5 3. 給水装置対策の推進 18 4. 災害時の初動対応の強化 3 5. その他(国際分担金など) 12

注 上段< >は他省庁計上分を含む。

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

事 項	令和2年度 当初予算額	令和3年度 概算要求額	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
水道施設の災害復旧に対する支援	8,099	1,314	△ 6,785	16.2%	復興庁一括計上 ・水道施設災害復旧事業 1,314

3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

(単位:百万円)

事 項	令和2年度 当初予算額 (A)	令和3年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)-(A)	対前年度 比 (B)/(A)	備 考
生活衛生関係営業の活性化や振興など	5,193	4,889	△ 304	94.1%	
1 生活衛生金融対策費	3,829	3,655	△ 174	95.4%	株式会社日本政策金融公庫補給金 〔貸付計画額: 3,480億円〕
2 生活衛生関係営業行政経費	1,363	1,233	△ 130	90.5%	
(1) 生活衛生等関係費	184	55	△ 129	29.9%	
ア 生活衛生関係営業振興等対策費	138	9	△ 129	6.5%	
イ 建築物環境衛生管理対策費	46	46	0	100.0%	
(2) 生活衛生営業対策費	1,179	1,178	△ 1	99.9%	
ア 生活衛生関係営業対策事業費 補助金 (全国指導センター、都道府県、 連合会・組合)	1,156	1,157	1	100.1%	生活衛生関係営業収益力向上事業 65百万円
イ ビルクリーニング業における外国 人材確保事業	15	15	0	100.0%	
ウ ビルクリーニング分野技能習得支援 事業費補助金	8	6	△ 2	72.6%	
3 医師等国家試験費	1	1	0	100.0%	
(1) 建築物環境衛生管理技術者 国家試験費	1	1	0	100.0%	

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

被災した生活衛生関係業者への支援 (復興庁計上)	423	29	△ 394	6.9%	
株式会社日本政策金融公庫出資金	423	29	△ 394	6.9%	

(連 絡 事 項)

1. 輸入食品の安全確保対策について

輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。このため、年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階、③国内流通段階の3段階で対策を実施している。

(1) 輸出国における衛生対策

従前の経緯

- 輸出国における衛生対策の推進として、輸出国政府等に対し、違反原因の究明及び発生防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図るほか、必要に応じ、担当官を派遣して輸出国の衛生対策の調査、我が国における食品衛生規制を周知するための説明会等を実施している。
- 令和元年度は、タイ産おくら等の残留農薬、フィリピン産バナナの残留農薬、インド産養殖えびの合成抗菌剤について、現地調査を行い、管理体制に関する調査を実施した。
また、アイルランド産、カナダ産、スペイン産、デンマーク産、ドイツ産、フィンランド産、フランス産及び米国産牛肉について、対日輸出食品の管理状況等の現地調査等を実施した。
- 改正食品衛生法の施行に向け、HACCPに基づく衛生管理や衛生証明書の添付が求められることとなった食品の輸出国に対し、管理状況等の確認のため、二国間協議を実施した。

今後の取組

- 引き続き、個別問題が発生した際の二国間協議及び現地調査を通じた輸出国段階の衛生対策の検証等により輸出国段階における衛生管理をより一層推進する。

(2) 輸入時（水際）における衛生対策

従前の経緯

- 輸入時の衛生対策としては、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに、食品衛生法違反が確認された輸入食品等については、必要に応じて検査率を引き上げて検査し、さらに食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品について、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。
(注) モニタリング検査の件数は、食品群ごとや検査項目ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査件数を基本として設定される。
- 令和元年度には、約254万件の輸入届出に対して、217,216件（モニタリング検査55,916件（延べ99,636件）、検査命令69,185件、指導検査等95,351件の合計から重複を除いた数値）を実施し、そのうち、763件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、

輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。

今後の取組

- 引き続き、「輸入食品監視指導計画」に基づきモニタリング検査を実施するとともに、検査結果等に応じて検査の強化を行う。
また、食品衛生法違反を未然に防止するため、輸入者に対し、輸入食品等の安全性確保に努めるよう指導を行うほか、輸入前指導を一層推進し、自主的な衛生管理の推進を図る。

都道府県等に対する要請

- 次に掲げる3点をお願いする。
 - ① 国内で流通する輸入食品については、「輸入食品監視指導計画」のほか、厚生労働省ホームページ等に掲載された輸入者に対する検査命令に関する通知、食品衛生法違反に該当する食品に関する情報等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施すること。
 - ② 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したときや、輸入食品を原因とする食中毒事案を確認したときは、輸入時の水際段階の検査や国内流通段階の監視指導が迅速に実施されるよう、直ちに厚生労働省食品監視安全課に対し、「国内における輸入食品等違反発見連絡票」による連絡を徹底するとともに、関係都道府県等に連絡すること。
 - ③ 輸入時の水際段階の検査、海外情報等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通するものについては、関係の都道府県等において回収等の措置を命令するなど、監視指導を適切に実施すること。

2. 検疫業務関係について

(1) 検疫業務における水際対応（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて）

①国際的に脅威となる感染症への健康監視の的確な実施

従前の経緯

- 検疫所は、検疫法第18条第2項の規定に基づき感染症の国内侵入を防止するため、感染の疑いがある者のうち、停留されない者について健康監視を実施している。
- 令和元年健康監視実績は51件である。

都道府県等に対する要請

- 各検疫所において把握した健康監視対象者に関する情報は、各検疫所から当該者の居所の所在地を管轄する都道府県等に連絡しており、該当する都道府県等においても、その後の健康状態に応じて、適宜、連携し対応いただいている。
- 本年は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会があり、訪日外国人旅行者が増えることから、今後とも各都道府県等と連携しながら国際的に脅威となる感染症に対応していきたいと考えており、引き続き、ご協力をお願いする。

②感染症患者等の搬送手段の確保

従前の経緯

- 検疫所は、一類感染症の疑似症患者等が発見された場合、検疫所長は隔離・停留のため感染症指定医療機関まで当該疑似症患者等を搬送することとなっている。
- 離島内で発見された一類感染症の疑似症患者等について、島外の特定または、第1種感染症指定医療機関までの搬送手段の適切な確保が求められているが実施が困難な状況について総務省行政評価局より指摘を受けている。

都道府県等に対する要請

- 離島からの一類感染症の疑似症患者等の搬送手段については、搬送の可能性を含め、消防庁等と引き続き協議を行っているところである。
- 本年は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会があり、訪日外国人旅行者が増えることから、今後とも各都道府県等と連携しながら国際的に脅威となる感染症に対応していきたいと考えている。今後検疫所より都道府県等に対し離島からの一類感染症の疑似症患者等を適切に搬送できるよう相談したいと考えており、ご協力をお願いしたい。

③その他

都道府県等に対する要請

- 生存者を乗せた国籍不明の木造船等が漂着し、不法入国した場合、検疫所は、保健所と連携し生存者の健康状態の確認を実施している。
- 今後とも国籍不明の木造船等が漂着し、不法入国した生存者が確認された場合は各都道府県等と各検疫所が連携し、健康状態の確認をお願いします。

(2) 検疫飛行場以外の地方空港を利用する国際チャーター便の検疫実施

従前の経緯

- 都道府県等が検疫飛行場以外の地方空港に、国際チャーター便を誘致する場合には、検疫感染症患者等を発見した場合など非常時の体制を整備すること等について関係者と連携し国際チャーター便の検疫対応を行っている。

都道府県等に対する要請

- 今後とも検疫飛行場以外の地方空港の国際チャーター便の検疫対応については、検疫所は非常時の体制の整備について各都道府県等関係者と連携し、適切な対応について引き続き、協力していただきたい。

3. 食品の安全確保対策について

(1) 改正食品衛生法に基づく対応について

ア HACCP に沿った衛生管理の制度化

従前の経緯

- 食品衛生法等の一部を改正する法律が第 196 回通常国会で成立し、平成 30 年 6 月 13 日に公布され、令和 2 年 6 月 1 日に施行された（ただし、施行後一年間は経過措置期間とし、現行基準を適用する。）。これにより、製造・加工、調理、販売等を行う、原則として全ての食品等事業者を対象として、HACCP に沿った衛生管理を求めることとなった。

※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)による衛生管理

事業者自らが、食中毒菌汚染等の危害要因をあらかじめ把握 (Hazard Analysis) した上で、原材入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程 (Critical Control Point) を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理手法。

- HACCP に沿った衛生管理は、「HACCP に基づく衛生管理」(Codex HACCP の 7 原則を要件とするもの) 又は「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」(弾力的な取扱いを可能とするもの。小規模事業者や一定の業種等が対象。) の実施を求めるものとし、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の対象となる小規模事業者等や衛生管理基準について、政省令で規定した。

今後の取組

- 食品等事業者が一般衛生管理及び HACCP に沿った衛生管理に関する衛生管理計画の策定、計画に基づく衛生管理の実行及び記録を実施できるよう、引き続き、衛生管理計画策定のための手引書が必要な業種について、関係業界に対し手引書の作成を働きかけるとともに、厚生労働省において設置している「食品衛生管理に関する技術検討会」の確認を経た手引書を、厚生労働省ホームページで公表する。(令和 2 年 11 月 25 日現在、95 業種の手引書を公表済み。)
- 引き続き、手引書の抜粋版(様式及び記入例の抜粋)の印刷・配布等により、都道府県等による食品等事業者への HACCP の普及を支援する。
- 食品衛生監視員については、厚生労働省では令和 3 年度も引き続き、研修等による資質の向上を図る。

都道府県等に対する要請

- HACCP に沿った衛生管理の制度化の本格施行に向けて、引き続き、HACCP 未導入施設につ

いて都道府県等食品衛生監視指導計画に規定するなど計画的な支援、指導を行うようお願いする。

- 「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化に伴う食品等事業者への監視指導について」（平成31年2月1日付け薬生食監発0201第1号）で通知しているとおり、地方自治体による監視指導の内容を平準化するため、HACCPに沿った衛生管理の監視指導の際には、業界団体が作成し厚生労働省が確認した手引書に基づき実施することをお願いする。また、当該手引書は、法令の適合性を判断するため、基準の運用、解釈を示し、事業者の衛生管理の取組及び都道府県知事等の監視指導を平準化するとともに適切な法令の運用を確保する目的で作成していることを御理解いただきたい。
 - HACCP普及のための人材育成として、都道府県等においても、近隣自治体、地方厚生局との連携・協力を密にし、当該指導者を活用した研修会を実施し、HACCP普及のための食品衛生監視員の育成をお願いする。
 - 管内事業者に対する説明会の開催等により、HACCPに沿った衛生管理の方法等の普及とともに、地域におけるHACCP導入支援や指導に努めるようお願いする。
 - 「HACCPに沿った衛生管理」に関する条例改正やその周知等必要な対応をお願いする。
- ※ 改正食品衛生法の完全施行に伴う業務量の増加が見込まれることから、令和3年度も引き続き、職員増員に必要な経費について普通交付税措置が講じられるよう関係省庁と調整を図っている。

イ 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設について

従前の経緯

- 「食品衛生法等の一部を改正する法律」が平成30年6月13日に公布された。これにより、営業許可業種以外の事業者についても都道府県等が把握するため、営業届出制度を創設した。
- また、現行の営業許可業種については、現状の食品産業の実態を踏まえて見直しを行い、政令を改正した。また、営業施設の基準（参酌基準）を全国平準化の観点から、省令に規定した。
- 営業届出制度及び新たな営業許可規制は、令和3年6月1日から施行される。

今後の取組

- 「食品の営業規制の平準化に関する検討会」を開催し、自治体ごとの解釈及び運用等の違いにより著しく不都合が生じている案件については、関係者の意見を調整し、その結果を踏まえて厚生労働省から技術的助言を行うこと等により、制度の平準化を図る。

都道府県等に対する要請

- 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設に伴い、条例改正やその周知等必要な対応をお願いします。
- 令和2年6月1日以降、営業届出の事前届出が可能なことから、順次御対応いただきたい。（食品衛生申請等システムによる営業届出の対応時期については別途連絡する。）

ウ 食品等リコール情報の報告制度について

従前の経緯

- 食品等のリコールが行われた場合に、その情報を行政が確実に把握する仕組みがなく、的確な監視指導や消費者への情報提供という観点からは必ずしも十分な仕組みでないこと、また、欧米において食品等のリコールに関する制度が整備されていることから、我が国においても、事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、改正食品衛生法において、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を制度化した。
 - 令和元年12月27日に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第五十八条の規定に基づき、食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合及び食品等の回収の届出事項等を定める命令を定めた。施行は、令和3年6月1日とする。
 - また、HACCPによる衛生管理の制度化に伴い、各事業者において衛生管理計画を定めることとしており、その計画の中で、問題があった食品等の回収、廃棄についてもあらかじめ手順等を定めておくことが必要となる。
- ※ 食品表示に消費者庁が所管する「食品表示法の一部を改正する法律（平成30年法律第97号）」が成立、公布され、食品関連事業者等が食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合、行政機関への届出を義務付けが規定された。

今後の取組

- 本制度の効果的な運用を図るため、これらの手続きを電子化し、リコール情報を一覧化して厚生労働省のホームページで情報提供を図ることとしており、令和元年度中にシステムを開発し、令和2年7月から運用を開始している。なお、情報提供にあたっては、消費者庁と連携し、回収する食品等の危害の発生の程度を分類するなど分かりやすい情報発信に努める。

都道府県等に対する要請

- 食品等リコール情報の報告制度が施行されるまでの間は、各自治体の条例等で定める自主回収報告制度等において、食品衛生法に違反している食品や健康被害を生じるおそれのある食品等が適切に回収できるよう指導等をよろしく願います。
- また、本制度の効果的な運用を図るため、食品リコール情報を電子化し、一覧化して厚生労働省のホームページで情報提供を図るシステムの運用を開始することから、施行までの間は任意による積極的な活用をよろしく願います。

(2) 食中毒発生時・予防対策

ア 感染症担当部局等や関連自治体との連携

従前の経緯

- 平成 30 年 6 月、食品衛生法を改正し、国や都道府県等が広域的な食中毒事案への対策強化のため、広域連携協議会を設置することや、厚生労働大臣は、緊急を要する場合において、協議会を開催し、必要な対策について協議を行うよう努めること等を規定した。本制度は平成 31 年 4 月に施行された。
- 食品や水を媒介とするノロウイルス、腸管出血性大腸菌等を原因とする感染症又は食中毒事案は、これまでも食品衛生担当部局、感染症担当部局及び水道担当部局等とが連携して対応しているところであり、「食中毒処理要領」等において、食中毒患者等が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（「感染症法」）で規定される疾病に罹患しているものと疑われる場合には、食品衛生担当部局が感染症担当部局との間で情報を共有し調査を実施するよう、都道府県等に要請している。
- ノロウイルスについては、例年食中毒患者数の半数以上を占めることに加え、感染性胃腸炎の発生届出数は過去 10 年と比較して低く推移しているものの、依然集団発生等が報告されているため、感染症部局と協力し注意喚起を行っている。
(注) 食品安全委員会は、ノロウイルスに関する食品健康影響評価を実施した。

都道府県等に対する要請

- 国及び関係する都道府県等間、感染症担当部局等との連携を強化するため、次に掲げる 5 点をお願いする。
 - ① 都道府県等の食品衛生担当部局は、他の都道府県等の食品衛生担当部局との間において、特に食中毒事案の発生状況や食品の流通状況等を踏まえて関係する都道府県等の食品衛生担当部局との間においてはより緊密な、連絡及び連携体制を確保する。さらに、都道府県等は食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、食品衛生担当部局と地方衛生研究所との連絡及び連携体制を確保すること。
 - ② 複数の都道府県等が関係する広域的な食中毒事案が発生した場合には、適切に原因調査、情報共有等の対応が行われるよう、関係機関は相互に連携を図りながら協力しなければならない。このため、広域連携協議会を設け、運営することにより、監視指導の実施に当たっての連絡及び連携体制を平常時から整備し、また広域的な食中毒事案が発生し、必要があると認めときは、広域連携協議会を開催し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議すること。
 - ③ 一般に食品を媒介とする病原体（腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌、細菌性赤痢、

コレラ、腸チフス、A型肝炎、E型肝炎等)を検出したときは、食中毒の広域散発発生との関連性の有無を確認するため、菌株や解析データ等を国立感染症研究所へ迅速に送付すること。

- ④ 感染性胃腸炎のうち、特に集団発生例の多くは、ノロウイルスによるものと推測されていることから、感染症担当部局等と連携し、手洗いの徹底、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めること。
- ⑤ 食中毒事件の公表及び調査結果の取りまとめについては、食中毒処理要領等に基づき、推定を含む原因施設を所管している都道府県等が中心となって対応すること。その他の都道府県等は、原因施設を所管している都道府県等の求めに応じて情報提供を行うなど、必要な協力を行うこと。

イ 腸管出血性大腸菌やカンピロバクター等を原因とする食中毒対策

従前の経緯

【腸管出血性大腸菌食中毒】

- 腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査については、平成 30 年 6 月 29 日付け事務連絡において、事案の早期探知、関係部門間の連携及び情報の共有等を目的として新たに、疫学情報に感染症サーベイランスシステムにて付与された番号 (NESID ID) を付して管理するとともに反復配列多型解析法 (MLVA 法) による解析結果を一覧化して共有を行うこととするため、その取り扱いについて定めた。また併せて、国、都道府県等関係機関の連携・協力体制を確保するため、腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査情報の共有手順等について定めた。

【カンピロバクター食中毒】

- カンピロバクターによる食中毒患者は、加熱不十分な鶏肉メニューを喫食しているケースが多いことから、平成 29 年 3 月に「カンピロバクター食中毒対策の推進について」を通知し、鶏肉を飲食店営業者に販売する食鳥処理業者、卸売業者等にあつては、食鳥処理業者、卸売業者等に対して、飲食店業者が鶏肉を客に調理・提供する際には加熱が必要である旨の情報伝達を販売の際に行うことについて指導を実施している他、平成 30 年 3 月に食中毒部会における議論を踏まえて事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性などを総合的に勘案し、必要に応じて告発することについて通知をしている。

今後の取組

- 牛のその他の内臓、鶏肉等の生食については、公衆衛生上のリスクの大きさを踏まえ、今後の取扱いについて検討することとしている。

都道府県等に対する要請

- 鶏肉を飲食店営業者に販売する食鳥処理業者、卸売業者等に対し、飲食店業者が鶏肉を客に調理・提供する際には加熱が必要である旨の情報伝達を販売の際に行うよう指導することについて、周知徹底いただきたいこと。
- 腸管出血性大腸菌による患者の MLVA 法による解析結果を一覧化して共有を行っていることから、各都道府県等においては管内で発生した患者の MLVA 型と同一でないか確認を行う等、平成 30 年 6 月 29 日付け事務連絡に従い、情報の取り扱い、調査情報の共有等を行うこと。また、腸管出血性大腸菌の遺伝子検査手法について、反復配列多型解析法 (MLVA) に統一化してシステム解析を実施しているため未整備の地方衛生研究所においては体制整備をお願いしたい。
- いわゆるレアハンバーグ等の、加熱不十分な状態で食べさせることを想定している挽肉調理品を客に提供している飲食店等を営む事業者については、その製品の特性上、内部にまで食中毒の原因となる菌等が存在するおそれがあるため、中心部の色が変化するまで、十分に加熱する必要があることを周知徹底し、中心部まで十分に加熱するよう監視指導を徹底すること。
- 飲食店、大量調理施設等における食肉に関する衛生管理の徹底など、事業者に対する監視指導を適切に実施すること。特に、牛の肝臓及び豚の食肉等を提供する飲食店に対しては、中心部を 75℃ 1 分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理するよう指導するとともに、客に対し、加工処理された旨や加熱方法等の必要な情報を確実に提供するよう指導をお願いする。
- 生食用食肉（牛肉）については、これまでの監視指導の結果や認定生食用食肉取扱者等の情報を踏まえ、規格基準の遵守について、監視指導の徹底をお願いする。
- 悪質な事案や健康被害をもたらす事案については、その悪質性、広域性を総合的に勘案し、警察関係行政機関等との連携や告発等、厳正な措置を講ずることをお願いする。
- 動物の食肉や内臓については、食中毒を起こす細菌やウイルス等の危険性があるため、中心部まで十分に加熱調理して食べることが重要である。特に、シカやイノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣（ジビエ）の肉等については、生又は加熱不十分な状態で食用すると、E 型肝炎や腸管出血性大腸菌症による食中毒のリスクがあるほか、寄生虫の感染も知られている。
このため、引き続き、食肉等の生食について、消費者に対する注意喚起及び関係事業者に対する適切な監視・指導をお願いする。
- 一般消費者に対しては、食肉の加熱調理に際しては、十分に火を通すとともに、高齢者、乳幼児等の抵抗力に乏しい者に生又は加熱不足の食肉を摂取させないように、注意喚起をお願いする。

ウ 寄生虫を原因とする食中毒対策

従前の経緯

- ヒラメに寄生する *Kudoa septempunctata* (以下「クドア」という。) を原因とする食中毒の発生防止については、生産段階における適切な衛生管理が重要であり、農林水産省及び水産庁によるクドアがヒラメに寄生することを防止する取り組みを行っているが、国産の天然ヒラメを中心に食中毒事例が報告されていることから、令和元年5月に、国産のヒラメについて、クドアを原因とする食中毒の発生状況に応じて、生産地において検査を実施するよう通知した。また、輸入食品については、食中毒の原因となったヒラメの養殖業者について、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施している。
- 令和元年12月に、加熱不十分な「クマ肉のロースト赤ワインソース(推定)」を喫食したことによる旋毛虫(トリヒナ)食中毒が発生した。これを受けて、野生鳥獣肉による食中毒の発生を防止するため、中心部まで十分な加熱をした上で喫食すること等について、改めて関係事業者及び消費者への指導を行うよう通知した。
- アニサキスによる食中毒について、引き続き、ホームページ、リーフレット等を活用し、予防方法(・新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除く。・魚の内臓を生で提供しない。・目視で確認して、アニサキス幼虫を除去する。・冷凍する(-20℃で24時間以上)。・加熱する(60℃で1分、70℃以上)。)について注意喚起を行っている。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、食中毒の原因食品について特定(推定を含む)した際には、十分な生産地や流通調査を実施し、国産品であった場合については当該生産自治体あて、輸入食品であった場合については国内における輸入食品等違反発見連絡票にて食品監視安全課あて、速やかに報告いただきたいこと。
- (再掲) 動物の食肉や内臓については、食中毒を起こす細菌やウイルス等の危険性があるため、中心部まで十分に加熱調理して食べることが重要である。特に、シカやイノシンなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣(ジビエ)の肉等については、生又は加熱不十分な状態で食用すると、E型肝炎や腸管出血性大腸菌症による食中毒のリスクがあるほか、寄生虫の感染も知られている。
このため、引き続き、食肉等の生食について、消費者に対する注意喚起及び関係事業者に対する適切な監視・指導をお願いする。

エ ノロウイルスを原因とする食中毒

従前の経緯

- 例年、12月から3月までの間を中心に、ノロウイルスを原因とする食中毒が多数発生しているため、次に掲げる措置を講じている。
 - ① ノロウイルス食中毒の約8割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、

調理従事者の健康管理や食品取り扱い者の汚染防止が重要であることを踏まえ、平成 29 年 6 月 16 日に、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を改訂して関係機関に周知した。

② 上記に加え、「加熱せずに喫食する食品（牛乳、発酵乳、プリン等容器包装に入れられ、かつ、殺菌された食品を除く。）については、乾物や摂取量が少ない食品も含め、製造加工業者の衛生管理の体制について保健所の監視票、食品等事業者の自主管理記録票等により確認するとともに、製造加工業者が従事者の健康状態の確認等ノロウイルス対策を適切に行っているかを確認すること」を「大量調理施設衛生管理マニュアル」を改訂して関係機関に周知した。

○（再掲）ノロウイルスについては、例年食中毒患者数の半数以上を占めることに加え、感染性胃腸炎の発生届出数は過去 10 年と比較して低く推移しているものの、依然集団発生等が報告されているため、感染症部局と協力し注意喚起を行っている。

都道府県等に対する要請

○ 引き続き、次に掲げる 7 点をお願いする。

① ノロウイルスを原因とする胃腸炎に集団で感染した事案を探知したときは、食中毒か感染症かの判断を行う前に、食品衛生担当部局と感染症担当部局においては発生当初から情報を共有するとともに、疫学的な調査マニュアルに基づいて科学的に共同調査を行うこと。

② ノロウイルス食中毒が発生した際には、病因物質、原因施設、原因食品、原因食材、汚染源、汚染経路等について、「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」に基づき調査を実施し、その結果、食中毒と判断する場合には、ノロウイルス感染者との濃厚接触、ノロウイルス感染者の糞便若しくは嘔吐物による塵埃又は環境を介した感染等でない根拠を明確にすること。

③ 仕出し屋、飲食店及び旅館等におけるノロウイルスによる食中毒が多発している。これらの原因の多くは、ノロウイルスに感染した調理従事者等が汚染源と推察されていることから、「大量調理施設衛生管理マニュアル」、「ノロウイルスに関する Q & A」等を参考に、食品等事業者や調理従事者の衛生管理等について監視指導を行うとともに、予防法の周知、発生防止対策等の衛生教育を充実すること。また、地域住民に対してはノロウイルスに関する正しい知識について情報提供すること。

④ 「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、加熱が必要な食品を非加熱又は加熱不十分な状態で若齢者、高齢者その他抵抗力が低い者に対し提供しないよう事業者に対し指導すること。

⑤ 二枚貝等の生産自治体においては、「生食用かきを原因とするノロウイルス食中毒防止対策について」（平成 22 年 1 月 22 日付け食安監発 0122 第 1 号）に基づき、食品衛生担当部局と水産担当部局とが連携して食中毒の発生防止に努めること。

⑥ 平成 28 年 11 月 24 日付け生食監発 1124 第 1 号「ノロウイルスによる食中毒の予防及

び調査について」を参考にノロウイルス食中毒を調査すること。

- ⑦ ノロウイルス食中毒の約8割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、調理従事者の健康管理や食品取り扱い者の汚染防止が重要であることを踏まえ、施設の責任者に対し、調理従事者等を含め職員の健康管理及び健康状態の確認を組織的・継続的に行い、調理従事者等の感染及び調理従事者等からの施設汚染の防止に努めるよう指導すること。

(3) 食品等の監視指導

都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保

従前の経緯

- 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等については、その結果が食品としての流通の可否を判断する基礎となるため、その信頼性を確保することが求められる。
- 以前、都道府県等の食品衛生検査施設が検査データの誤認や不適切な検査方法による検査の実施に起因して誤った検査成績書を発出したため、本来回収を必要としない食品が回収されるに至った事例も見受けられた。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（平成20年7月9日付け食安監発第0709004号）中の「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」を踏まえ、収去に係る食品の現物及びロットを十分に確認するなど、都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保のために必要な措置を適切に講じるよう、願います。

(4) 食肉・食鳥肉の安全対策

ア 食肉衛生対策

従前の経緯

- HACCP の制度化に関し、規模によらず全てのと畜場において HACCP に基づく衛生管理の実施が義務付けられることになった。併せて、と畜業者等は、衛生管理計画及び手順書の効果について、と畜検査員による検査又は試験（外部検証）を受けることが求められることになった（令和2年6月1日施行）。これに伴い、令和2年5月29日付け通知により、外部検証の方法等を示した。
- 毎年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査において実施してきた牛、豚等の枝肉の一般細菌数及び大腸菌群等の調査については、外部検証において実施する枝肉の一般細菌数等の試験に移行させることとした。

今後の取組

- 食肉の衛生管理について、HACCP に沿った衛生管理の実施に係る手引書の作成・普及及び外部検証の実施に対する支援、厚生労働科学研究等を通じ、引き続きと畜場及び食肉処理施設における HACCP の導入推進に必要な技術的支援を行っていく。

都道府県等に対する要請

- HACCP 導入推進に当たっては、規模の大きい未導入のと畜場（関係の食肉処理施設を含む）を優先し、HACCP の早期導入を指導すること。なお、指導にあたっては、すでに HACCP が義務化されている国や輸出認定等において HACCP を導入している事例を参考とすること。小規模のと畜場にあつては HACCP 導入の手引書等も活用いただき、きめ細やかな助言、指導を行うこと。
- と畜場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、外部検証を含めたと畜場に対する監視指導を適切に実施すること。これらについては科学的根拠に基づいた対応や監視指導に関するやりとりの文書化などの適切な実施をお願いする。
- と畜検査員に対し食品衛生監視員を補職し、と畜場に併設する食品衛生法に基づく許可施設に対する食品衛生上の監視指導も併せて行うこと。
- 枝肉の微生物汚染防止は衛生的な食肉を供給するために重要であることから、引き続き、と畜処理業者等への監視指導の徹底をお願いする。

イ 牛海綿状脳症（BSE）対策

従前の経緯

- BSE 対策を開始して 10 年以上が経過しており、これまでの間、国内外のリスクが低下したことから、最新の科学的知見に基づき、国内の検査体制、輸入条件といった対策全般について見直しを行ってきた。
- と畜場における BSE 検査については、平成 29 年 4 月 1 日より健康と畜牛の BSE 検査を廃止した。
- BSE に係る牛肉の輸入措置については、令和元年 12 月末時点で 15 か国について輸入を再開した。引き続き、食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえた輸入措置の見直しを行う。
- 上記輸入条件に適合する牛肉等を除き、引き続き、BSE 発生国からの牛肉等の輸入手続きを停止している。
※ BSE 対策の詳細については、厚生労働省医薬・生活衛生局ホームページを参照。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/bse/index.html

今後の取組

- 食品安全委員会において、SRM の範囲について審議中であり、答申を踏まえて、必要な管理措置を行う予定としている。
- 輸入禁止措置を講じている BSE 発生国からの牛肉等のうち、輸出国政府から食品安全委員会の評価に必要な資料が提出された国については、現地調査などの事前調整が終わり次第、食品安全委員会に諮問し、答申を踏まえ、輸入条件の協議等を行うこととしている。

都道府県等に対する要請

- SRM の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインを参考に、各食肉衛生検査所においては、と畜場における分別管理への監視指導をお願いする。
- 引き続き、SRM の除去及び焼却が確実に実施されるよう、農林水産担当部局と連携しつつ、と畜場に対する監視指導を適切に実施するようお願いする。

ウ 食鳥肉衛生対策

従前の経緯

- HACCP の制度化に関し、全ての食鳥処理場において、HACCP に沿った衛生管理の実施（大規模食鳥処理場については、HACCP に基づく衛生管理）が義務付けられることになった。併

せて、大規模食鳥処理場の食鳥処理業者は、衛生管理計画及び手順書の効果について、食鳥検査員による検査又は試験（外部検証）を受けることが求められることになった（令和2年6月1日施行）。これに伴い、令和2年5月29日付け通知により、外部検証の方法等を示した。

- 食鳥肉のカンピロバクター対策として、厚生労働科学研究や食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業の結果を取りまとめた事例集を公表した。

今後の取組

- 食鳥肉の衛生管理について、HACCP に沿った衛生管理の実施に係る手引書の作成・普及及び外部検証の実施に対する支援、厚生労働科学研究等を通じ、引き続き食鳥処理場における HACCP の導入推進に必要な技術的支援を行っていく。
- 手引書については、厚生労働科学研究や実証事業、諸外国の HACCP コントロールの事例をもとに、現在関係団体が作成中の大規模食鳥処理場への HACCP 導入の手引書について技術的な支援を行い、食品衛生管理に関する技術検討会での検討を行っていく。
- 厚生労働科学研究、実証事業等の知見を整理し、大規模食鳥処理場における衛生管理計画作成やカンピロバクターの汚染低減対策指導の際の参考となる情報の提供を予定。

都道府県等に対する要請

- HACCP 導入推進に当たっては、未導入の大規模食鳥処理場（関係の食肉処理施設を含む）を優先し、HACCP の早期導入を指導すること。なお、指導にあたっては、民間認証等において HACCP を導入している事例を参考とすること。また、認定小規模食鳥処理場にあつては HACCP 導入の手引書等を活用いただき、きめ細やかな助言、指導を行うこと。
- HACCP の制度化後は、食肉衛生検査所において、食鳥処理場が作成した衛生管理計画の妥当性確認や微生物検査を含む検証などが必要になるが、これらについては科学的根拠に基づいた対応や監視指導に関するやりとりの文書化などの適切な実施をお願いする。
- HACCP の導入指導と並行して、実証事業の結果等を参考にカンピロバクターの汚染低減化対策についても指導すること
- 食鳥処理場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、外部検証を含めた食鳥処理場に対する監視指導を適切に実施すること。
- 食鳥検査員に対し食品衛生監視員を補職し、食鳥処理場に併設する食品衛生法に基づく許可施設に対する食品衛生上の監視指導も併せて行うこと。
- 食鳥業界団体からは、食鳥検査の弾力的運用や食鳥検査手数料の軽減について要望が出されており、必要に応じた民間の獣医師の活用を含め、早朝等の時間外における食鳥検査

の実施や、恒常的に検査に係る手数料収入が経費を上回るような自治体にあつては食鳥検査手数料の見直しを進めるなど、必要に応じ、弾力的な対応に配慮すること。

- 鳥インフルエンザ対策の一環として、食鳥検査を実施するに当たっては、鶏の出荷元が異状のない養鶏場である旨を確認するほか、鳥インフルエンザに感染した疑いがあると認められる鶏を対象とするスクリーニング検査を実施すること。なお、検査で陽性と判断された場合は、農林主管部局と連携し、適切に対応されたい。
- 食鳥処理場、養鶏事業者等の関係者に対して、農林主管部局と連携し、鳥インフルエンザ対策に関する正確な情報を提供すること。
- 食鳥検査員が常駐しない認定小規模食鳥処理場においては、虚偽の処理羽数を報告した事例も見受けられたことを踏まえ、処理羽数、処理形態、食鳥処理衛生管理者の配置状況等に関する監視指導を厳正に実施すること。

(5) 水産食品の安全対策

ふぐの衛生確保について

従前の経緯

- ふぐを原因とする食中毒事案の発生を防止するため、「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け環乳第59号）により、都道府県等に対し、ふぐの取扱いに関する統一的な基準（食用可能な種類や部位、処理方法等）を示している。
- 食品衛生法改正を受け、厚生労働省令に、ふぐの処理は、ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者にふぐを処理させるか又はふぐ処理者の立会いの下に行わせなければならないこと、及びふぐを処理する施設基準を規定した。
- また、都道府県等間におけるふぐ処理者の資格の受入れ及び輸出促進の観点から、ふぐ処理者の認定に係る制度への国の関与を明確化し、ふぐ処理者の知識及び技術の水準の全国的な平準化に資することを目的とし、都道府県知事等がふぐ処理者を認定する際の認定基準（以下「認定基準」という。）を策定し、都道府県等に通知した（令和元年10月31日付け生食発1031第6号）。
- 加えて、都道府県等において認定基準を適切に運用いただけるよう、「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」（令和2年5月1日付け生食発0501第10号）を通知した。

今後の取組

- 令和3年度を目途に、都道府県等におけるふぐ処理者の認定基準の見直し状況等について調査を行い、都道府県等において、認定基準通知等を踏まえ条例等が見直されているか確認することとしている。

都道府県等に対する要請

- 都道府県等間におけるふぐ処理者の資格の受入れが進むよう認定基準通知等を踏まえて、条例等における必要な規定の見直しをお願いする。
- 都道府県等における条例等の見直し状況及び見直し結果について、適宜食品監視安全課まで報告いただきたい。

(6) 食品中の放射性物質への対応

従前の経緯

- 食品中の放射性物質に関しては、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、原子力災害対策本部と協議の上、平成 23 年 3 月 17 日に原子力安全委員会（当時）により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値として設定した。
- その後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会等において、食品安全委員会の食品健康影響評価や、コーデックス委員会の指標が年間線量 1 ミリシーベルトを超えないように設定されていること等を踏まえて、暫定規制値に代わる新たな規格基準の設定の検討を行い、食品から受ける線量の上限を年間 1 ミリシーベルトとなるように放射性セシウムの現行の基準値を設定し、平成 24 年 4 月 1 日より施行した。
- 地方自治体においては、国が定めたガイドラインを踏まえ、食品中の放射性物質に係るモニタリング検査が実施され、基準値を超えた食品については回収・廃棄や状況に応じて出荷制限等の措置が講じられている。
- また、国自らも食品の流通段階での買上調査を実施することにより、地方自治体のモニタリング検査の検証を行い、より効果的な検査が実施できるよう、必要に応じて検査計画の策定・見直しに関し助言を行っている。
- なお、事故以降、年 2 回、全国 15 地域で、実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性セシウムを測定するマーケットバスケット調査を実施しており、この測定結果によれば、これらの食品を摂取することにより人が 1 年間に受ける線量は、基準値の設定根拠である年間上限線量 1 ミリシーベルト／年の 0.1%程度であり、極めて小さいことが確認されている。
- リスクコミュニケーションの取組としては、食品安全委員会、消費者庁、農林水産省及び地方自治体と共催し、全国各地で説明会を開催しているほか、現行の基準値については、政府の重点広報テーマの一つとして、新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く広報を実施してきた。
- 令和 2 年度は、オークションサイト・フリマサイトで取引された野生の農産物・きのこについて、基準値を超過するものが複数認められたことから、産地自治体において調査等が行われ、生産地域の広がりがあると認められた自治体に対し、出荷制限が指示された。また、厚生労働省のホームページにおいて注意喚起を行った。

今後の取組

- これまでのモニタリング検査結果等を踏まえ、令和 2 年度中に令和 3 年度に向けた食品中の放射性物質モニタリング検査のガイドライン見直しを行う予定である。

- 今後もマーケットバスケット調査等を継続して実施し、食品の安全性の検証に努めていく。
- 今後とも、食品衛生法の基準値の内容・考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性などについて、国内外に丁寧に説明していく。
- 国が行う買上調査について、オークションサイト・フリマサイトで取引される野生の農産物・きのこも対象とし、実態を調査することとする。

都道府県等に対する要請

- 都道府県や市町村の広報誌などを活用し、食品衛生法の基準値の内容・考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性などについて、住民や関係事業者への十分かつわかりやすい広報・周知をお願いします。
- また、引き続き国が定めたガイドラインを踏まえ、効果的・効率的な検査の実施をお願いします。
- さらに、放射性物質検査を実施した際には、速やかに厚生労働省まで報告を行うとともに、検査計画のガイドラインにおける検査対象自治体にあっては、四半期ごとに策定・公表している検査計画についても厚生労働省に提出するようお願いします。
検査結果の報告については、報告後に修正や差し替えの依頼が多く寄せられることから、このようなことのないよう確認をお願いします。
- オークションサイト・フリマサイトで取引される野生の農産物・きのこを含め、流通品に基準値超過が認められた際は、出品者や産地を所管する自治体において調査等を実施することとなるため、関係部局と連携しての対応をお願いします。

(7) 食品の輸出促進対策

食肉及び水産衛生対策について

従前の経緯

- 食品の輸出については、輸出先国の衛生要件を満たす必要があることから、厚生労働省では、食品の安全確保を担当する立場から、輸出先国との間で協議を行うなどして、輸出先国の食品衛生規制等に関する情報を得るとともに、衛生要件及び手続を取り決め、必要に応じ、都道府県等の衛生部局、地方厚生局等において輸出食品の製造・加工施設の認定、衛生証明書の発行等を行い、我が国から輸出される食品が輸出先国の食品衛生規制を満たす旨の情報を提供している。
- 農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向け、農林水産物・食品輸出本部の設置、国等が講ずる輸出を円滑化するための措置（輸出証明書の発行、生産区域の指定、加工施設の認定等）等が規定された「農林水産物・食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法第57号）が令和2年4月1日に施行された。同法において、令和12年までに輸出額を5兆円とする目標の達成に向け、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針が定められ、実行計画の作成・進捗管理を行うことにより、輸出解禁協議や製造・加工施設の認定について迅速に対応している。

今後の取組

ア. 食肉等

- 施設の整備段階から、事業者・農林水産省・自治体・地方厚生局と5者協議を進め、引き続き、迅速な輸出食肉取扱施設の新規認定に努める。
- 牛肉については、中国等11か国・地域に対して輸出解禁を要請しており、農林水産省と連携して解禁に向けた協議を行うこととしている。
- 既に牛肉が輸出可能な国のうち、台湾については月齢制限（30ヵ月齢未満）の撤廃を要請しており、引き続き、撤廃に向け協議を行っていくほか、メキシコ及びロシア等については、新規の施設認定手続について協議を行うこととしている。
- 食鳥肉については、輸出戦略において有望市場とされている中国、マレーシア等の13か国・地域に対し、食鳥卵については、同じく有望市場とされている中国及びロシア等に対して輸出解禁を要請しており、農林水産省と連携して解禁に向けた協議を行うこととしている。

イ. 水産食品

- 農林水産省等と連携して、米国（活ガキ）、台湾（貝類除く水産食品）等と衛生要件等について協議を行うこととしている。

ウ. その他

- 製造・加工施設の認定及び衛生証明書の発行については、令和4年度より一元的な輸出証明書発給システムを導入することとしており、システムの開発に向けて、農林水産省と連携して要件定義等の検討を行っている。

都道府県等に対する要請

ア. 食肉等

- 米国等の施設基準を要件とする国・地域向けの輸出認定取得を念頭に、施設の新設又は改修が進められていると畜場が多いが、農政部局が主体となって対応している自治体が多いと伺っている。後に衛生部局が監視指導する上で問題とならないよう、衛生部局におかれても計画の段階から積極的に関与いただくようお願いする。
- 近年、牛肉及び豚肉の輸出先国からは、米国以外でも HACCP や公的機関による日々の検証を含む高度な衛生管理を求められている。このため、今後解禁する国については、基本的に豚肉、牛肉ともに、牛肉の対米基準並の輸出要綱を定めることが見込まれることから、今後も牛肉及び豚肉の輸出を希望する施設を所管する自治体におかれては、同要綱に基づいた衛生指導をお願いする。
- 衛生証明書の署名者リストに登録されていない者、及び登録した署名字体とは異なる字体で署名を行い、現地で貨物が差し止められる事例があった。署名者リストに変更があった場合は、速やかに厚生労働省へ連絡頂き、輸出先国への変更手続きが完了するまでの間、既存の他の登録署名者で衛生証明書を発行頂くようお願いする。また、衛生証明書への署名にあたっては、登録した際の字体で署名を行うよう合わせてお願いする。

イ. 水産食品

- 水産食品製造等施設の認定手続の迅速化の観点から、令和2年4月より、EU及び米国向け輸出水産食品の認定業務を地方厚生局でも行うこととしたが、都道府県等衛生部局を経由した認定申請関係書類の提出、衛生証明書発行（EUのみ）、取扱施設の監視等の業務について、引き続き、協力方をお願いする。

ウ. その他

- 農林水産省では、国産畜水産物の輸出拡大を図るため、加工処理施設などの施設整備に関する支援対策事業の他、対米・対EU等輸出牛肉認定施設及び対EU等輸出水産食品認定施設等において実施されている残留物質モニタリング検査及び微生物検査に係る費用の補助や施設の認定、衛生証明書の発行を行う都道府県、民間検査機関等の体制強化の支援事業、また地方交付税措置において道府県職員の2名増員等を行っており、これらの支援について適宜活用いただくようお願いする。
- 一元的な輸出証明書発給システムの開発に向けた検討状況については、随時お知らせすることとしており、関係事業者の利便性の向上の観点から、参画について前向きに検討いただくようお願いする。

4. 食品に関する規格基準の策定等について

(1) 食品中の残留農薬等の対策

ア ポジティブリスト制度の円滑な実施

従前の経緯

- 食品中に残留する農薬等（農薬、動物用医薬品及び飼料添加物）に係る「ポジティブリスト制度」（農薬等が一定の量を超えて残留する食品の流通を原則として禁止する制度）は、平成18年5月29日より施行された。

- ポジティブリスト制度導入時に暫定的に残留基準値が設定された農薬等については、平成18年以降、計画的に食品健康影響評価を内閣府食品安全委員会に依頼し、その結果を踏まえ、順次、薬事・食品衛生審議会の審議を経て残留基準の見直しを進めている。

（注）令和2年末現在、ポジティブリスト制度導入時、758件の暫定基準のうち残留基準を改正した農薬等は491件（残留基準を削除した農薬等141件を含む。）。残留基準が設定されている農薬等は、ポジティブリスト制度導入後に新規に残留基準を設定した農薬等（100件）も含め、合計で760件。

- 農薬の残留基準の設定に当たっては、健康への悪影響を防ぐため、従来、慢性影響の指標である一日摂取許容量（ADI）に照らして基準値を設定してきた。一方、国際的には、ADIに加え、急性影響の指標である急性参照用量（ARfD）も考慮して基準値が設定されていることから、我が国においてもこの考え方を導入した。

食品安全委員会では、各農薬の評価に際してARfDの設定を順次進めており、厚生労働省においても、平成26年度から、ARfDが設定された農薬について、実際にこれを考慮した残留基準の設定を進めている。

また、基準値設定の考え方を明確化するため、国際的な合意等を基にした食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則を策定した。

- また、農薬等の残留基準について、国際整合を推進する観点等から、農薬等の試験における分析部位を国際標準に整合した分析部位に改正することとしており、「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」及び「カカオ豆」の分析部位を変更した。また、「もも」、「みかん」、「びわ」、「キウイ」、「すいか、まくわうり及びメロン類果実」について、今後設定する基準値は基本的に分析部位を国際標準に整合させることとしている。

- 残留基準が設定された農薬等については、基準への適合性を判定する試験法について、国立医薬品食品衛生研究所を中心に地方衛生研究所等の協力を得て開発している。

（注）令和2年末現在、約700件の農薬等に係る試験法を開発済み。

また、各試験機関において、告示及び通知で具体的に定める試験法以外にも、同等以上の性能を有する試験法による実施を可能とするための妥当性評価ガイドラインの一部改正を平成22年12月に行った。

今後の取組

- 今後とも、ポジティブリスト制度導入時に暫定的に残留基準が設定された農薬等について、順次、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼するとともに、食品健康影響評価の終了したものについては、速やかに基準値設定を進める。また、ARfDを考慮した残留基準の設定についても計画的に進めていく。
- 農薬等の試験における分析部位の変更については、引き続き検討していく。
- あわせて、残留基準の設定された農薬等について、試験法の開発を推進するとともに、より迅速かつ効率的な検査技術の確立を目指す。

都道府県等に対する要請

- 農薬等の残留基準に基づき、引き続き、適切な監視指導をお願いする。
- 各自治体の試験機関において、妥当性ガイドラインに沿ってそれぞれの試験機関で実施する試験法の妥当性の確認をお願いする。

(2) 食品中の汚染物質等の対策

ア 清涼飲料水の規格基準の改正

従前の経緯

- 清涼飲料水の規格基準の改正については、平成22年12月及び平成24年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会（以下「食品規格部会」という。）において、
 - ・規格基準の枠組みの見直しを行うこと（ミネラルウォーター類の規格基準について殺菌・除菌の要否により区分し、化学物質等に係る原水基準を成分規格へ移行すること等）
 - ・個別物質について基準値の設定又は見直しを行うこと

等を決定し、食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を受けた各物質等の規格基準について、平成26年12月22日に告示され、同日付けで試験法及び妥当性確認ガイドラインを通知した。

- 平成26年12月以後、評価結果が示された物質については、順次規格基準の見直しを進めているところ。近年では、平成30年9月、令和元年9月及び令和2年9月の食品規格部会において、ミネラルウォーター類の水銀、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、六価クロム及びフタル酸ジ（2-エチルヘキシル）の規格基準の改正等について了承されている。

今後の取組

- 今後、上記物質に係る規格基準を改正等する予定にしている。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、各自治体の試験機関において、妥当性確認ガイドラインに沿って、それぞれの試験機関で実施する試験法の妥当性の確認をお願いする。また、告示改正に至った際には改正内容について事業者への周知徹底をお願いする。

イ 食品中のデオキシニバレノール（DON）の規格基準の改正

従前の経緯

- デオキシニバレノール（以下「DON」という。）は、穀類（特に小麦、大麦及びトウモロコシ）に見られるかび毒であり、急性毒性としては、嘔吐、消化管、リンパ組織への障害、慢性毒性としては、体重減少などが知られている。
- 平成14年5月、国内で流通する小麦が高濃度（最大2.2 mg/kg）のDONに汚染されていたことを受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会・毒性合同部会での審議により、小麦に含有するDONの暫定的な基準値として、1.1 mg/kgを設定した。
- その後、平成21年3月、食品安全委員会が自らの判断により食品健康影響評価を実施することを決定し、その評価結果が平成22年11月に厚生労働大臣に通知された。
国際的には、平成27年7月、Codex委員会において小麦、大麦、トウモロコシ及び穀類加工品について基準値が設定された。
- 平成29年9月22日、食品中のDONの規格基準の設定について、食品規格部会で審議し、小麦（玄麦）について規格基準を1.0 mg/kg以下とすることで了承された。これを踏まえて、平成30年2月22日に食品中にDONの規格基準を設定することについて食品安全委員会に食品健康影響評価依頼を行い、令和元年12月24日に評価結果が通知された。
- この評価結果により平成22年11月の食品健康影響評価におけるTDI（耐容1日摂取量）が変更されなかったことから、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、平成29年9月の食品規格部会の結論のとおり了承されている。

今後の取組

- 今後、パブリックコメント等の手続きを経て、小麦（玄麦）に係るDONの規格基準を「1.0 mg/kg以下を超えて含有するものであってはならない。」と設定する予定にしている。

都道府県等に対する要請

- 告示改正に至った際は食品中のデオキシニバレノール（DON）の規格基準の内容について事業者への周知徹底をお願いする。

（3）食品添加物の対策

ア 食品添加物の指定

従前の経緯

- 事業者等の要請に基づく食品添加物の指定等については、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（平成8年3月22日付け衛化第29号）及び「添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成22年5月食品安全委員会）に沿って対応している。このほか、指定等の要請者等が食品添加物の指定等に係る手続の理解を深め、要請資料を効率的に作成することを目的としたマニュアルである「食品添加物の指定及び使用基準改正要請資料作成に関する手引について」（平成26年9月9日付け食安基発0909第2号）を発出した。
- また、平成26年6月、国立医薬品食品衛生研究所内に、食品添加物の指定等に係る事務手続を円滑かつ迅速に行うことを目的とした、食品添加物指定等相談センター（FADCC）を設置し、同年7月より相談業務を開始した。
- 平成28年5月、食品安全委員会で香料に関する食品健康影響評価指針が定められたことを受け、同日付けで香料の指定に関する指針を発出した。また、同年6月、食品添加物の指定等の手続に係る標準的事務処理期間を食品安全委員会から評価結果が通知された日から1年とする旨の通知を発出した。
- 平成29年7月、食品安全委員会で添加物（酵素）、栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針がそれぞれ決定され、添加物に関する食品健康影響評価指針の改正に加え、加工助剤（殺菌料及び抽出溶媒）の食品健康影響評価の考え方が同指針の附則として決定されたことを受け、同日付けで「添加物に関する食品健康影響評価指針」の改正等及び添加物の指定等の要請書に添付すべき資料に関する通知を発出した。

今後の取組

- 新規の添加物について、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会の審議を通じて食品添加物の指定を検討する。

都道府県等に対する要請

- 食品添加物の指定や指針等について、関係事業者等に周知をお願いする。
- 食品添加物の指定等に関して、要請に関する相談があった際には、食品添加物指定等相談センターを紹介願いたい。

イ 既存添加物の安全性及び使用実態の確認

従前の経緯

- 食品添加物の指定については、食品衛生法の平成7年改正により、従来、化学的合成品に限定されていた対象を天然品に拡大するとともに、経過措置としてそれまで既存の天然添加物等を既存添加物名簿に記載して流通禁止の対象から除外した（食品衛生法平成7年

改正附則第2条及び第3条)。その際の参議院厚生労働委員会及び衆議院厚生労働委員会における附帯決議(平成7年4月25日及び5月17日)は、既存の天然添加物について、速やかに安全性の見直しを行い、有害性が実証された場合には、使用禁止等の必要な措置を講じるよう求めている。

○ その後、食品衛生法の平成15年改正を経て、平成16年2月から、既存添加物名簿に記載された添加物について、次のいずれかに該当するときは、既存添加物名簿から削除することができる(食品衛生法平成7年改正附則第2条の2及び第2条の3)。

- ① 人の健康を損なうおそれがあると認めるとき
- ② 現に販売の用に供されていないと認められるとき

○ これらを踏まえ、既存添加物については、順次、安全性及び使用実態を確認し、必要に応じて既存添加物名簿から削除している。直近では、令和2年2月26日に使用実態が明らかでない既存添加物として9品目(香辛料抽出物は一部基原のみを削除、実質8品目)を既存添加物名簿から削除しており、令和2年12月末現在、既存添加物名簿に記載されている添加物は357品目である(注1)。

(注1) 平成8年4月に既存添加物名簿に記載された添加物489品目のうち、既存添加物名簿から削除された添加物は、令和2年12月末現在、132品目。具体的には、①人の健康を損なうおそれがあるものとして、平成16年10月に1品目を、②使用実態を欠くものとして、平成17年2月に38品目、平成19年9月に32品目、平成23年5月に実質53品目、令和2年2月に実質8品目を既存添加物名簿から削除した。

○ また、平成8年度厚生科学研究「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」において、既存添加物のうち139品目は迅速な安全性の確認が必要とされた。令和2年12月末現在、136品目について安全性の確認を終了している(注2)。平成29年度から、安全性の検討を早急に行う必要がないとされた150品目のうち削除された43品目を除く107品目についても、安全性の確認を引き続き行っており、そのうち、38品目について安全性の評価が行われ、食品添加物としての使用に際しては安全性に懸念がないと評価されたことを令和元年7月29日に開催した添加物部会において報告を行った。

(注2) 既存添加物名簿から削除された品目を除き、4品目が安全性の確認が未実施であり、今後確認を行っていく予定。

○ あわせて、安全性及び品質を確保するため、成分規格を設定する作業を進めている(注3)。

(注3) 既存添加物については、平成11年4月に公示された第7版食品添加物公定書で60品目に係る60の成分規格を、平成19年8月に公示された第8版食品添加物公定書で61品目に係る63の成分規格を、平成30年2月に公示された第9版食品添加物公定書で89品目に係る89の成分規格を収載。現在、第10版食品添加物公定書の作成に向け、作業を進めているところ(後述)。

今後の取組

○ 既存添加物の安全性の確認及び成分規格の設定について引き続き進める。

都道府県等に対する要請

○ 既存添加物名簿の改正の公示に際しては、公示内容及び経過措置等の取扱いについて、適宜関係事業者等に周知をお願いする。

ウ 食品添加物公定書の作成

従前の経緯

- 食品添加物公定書（注4）については、平成29年11月30日に食品、添加物等の規格基準の第2添加物の部の全面改正を行い、改正された規格等を収載し、平成30年2月1日に第9版食品添加物公定書を作成した。

（注4）食品添加物公定書とは、食品衛生法第13条第1項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び食品表示法第4条第1項の規定により基準が定められた添加物につき、その当該基準及び規格を収載するものとして、食品衛生法第21条に定められたものである。

- 第10版食品添加物公定書の作成に向けて、平成30年6月に第10版食品添加物公定書作成検討会を設置し、第10版での規格基準の設定・改正等の検討を開始した。検討会において結論が得られた項目については順次規格基準の改正等を進めており、令和2年1月15日及び6月18日に食品、添加物等の規格基準の第2添加物の部の一部改正を行った。また、令和2年6月18日には同年3月末までの規格基準の改正等を取りまとめた第9版食品添加物公定書追補1を公表した。

今後の取組

- 第10版食品添加物公定書作成検討会において、既存添加物等の個別の成分規格の設定又は改正案の結論が得られた項目については、順次規格基準の改正等に向けた手続きを進める。
- 検討会で一般試験法の改正等について検討し、公定書全体に係る改正が取りまとめられた際には、第10版食品添加物公定書を作成する。

都道府県等に対する要請

- 規格基準改正に向けた手続きの開始に当たっては、意見募集を実施する予定であるため、その際には、周知をお願いする。

エ 食品添加物の一日摂取量実態調査の実施

従前の経緯

- 従来から、都道府県等の参画を得て、国民健康・栄養調査を基礎とするマーケット・バスケット調査方式による食品添加物の一日摂取量実態調査を実施している。
- これまでの結果では、食品添加物の摂取量については、食品添加物の安全性の確保を通じた国民の健康の保護という観点に照らし、問題がないものと認められる。
- 令和元年度の調査結果については、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokutein/sesshu/index.html）で公表している。令和2年度は、6自治体（札幌市、仙台市、広島県、香川県、長崎市及び沖縄県）の参画を得て、保存料、着色料等を対象に実施中。

今後の取組

- 令和3年度も、食品添加物の一日摂取量実態調査を実施予定。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、食品添加物の一日摂取量実態調査への都道府県等の参画をお願いする。

(4) 器具・容器包装、おもちゃ等の対策

従前の経緯

- 平成30年6月に成立した改正食品衛生法により、食品用器具及び容器包装について、安全性が評価された物質以外は使用を原則禁止する仕組み（ポジティブリスト制度）が規定され、令和2年6月1日に施行された。同制度を適切に運用するためには、安全性が評価された合成樹脂が記載されているポジティブリストが遵守されることはもとより、器具・容器包装製造事業者における製造管理基準及び情報伝達制度が遵守され、適切に運用される必要がある。
なお、ポジティブリストに未掲載の物質であっても、施行時に既に流通している製品に使用されていた物質をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装を流通可能とする経過措置（令和7年5月31日まで）を設けた。
- 器具・容器包装におけるフタル酸エステルの規制の見直しを行うため、フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）、フタル酸ジブチル、フタル酸ベンジルブチル、フタル酸ジイソノニル、フタル酸ジイソデシル及びフタル酸ジオクチルについて、平成21年12月に食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、平成28年7月26日には、6物質全ての評価結果が通知されている。
- 一部の食品用の容器等に使用されるビスフェノールAについては、平成20年7月に食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、その結果をもって、必要な対応を検討することとしている。あわせて、消費者に対しては、妊婦や乳幼児の保護者向けのアドバイスを含め、正確な理解のためのQ&Aを、厚生労働省ホームページで公表している。
- 再生材料は、様々な化学物質が付着・混入する可能性があり、再生材料を原材料として製造された器具・容器包装にこれらの化学物質が残存し食品中に移行する可能性に留意する必要がある。このことについて、厚生労働省では再生プラスチック及び再生紙の器具・容器包装への使用において関係事業者がどのような配慮をするべきかについて、平成24年4月にガイドライン（「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」及び「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」）を通知している。
また古紙原料が配合された再生紙を原材料とする器具・容器包装のうち、水分又は油分で紙が浸される用途及び長時間の加熱を伴う用途については、再生紙の印刷インキ等に由来する化学物質が食品に移行する懸念があることから、平成25年3月に規格基準を設定した。

今後の取組

- 5年間の経過措置期間中に、ポジティブリストの更なる整備（物質の追加収載等）を進め、規格基準（告示）の改正を検討する。
- ポジティブリスト制度が導入されたことによる器具・容器包装の規格基準等の在り方について、引き続き検討する。
- 器具・容器包装におけるフタル酸エステルの規制の見直しについては、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会における審議を経て規格基準の見直しを進めている。
- 食品、添加物等の規格基準に定める乳及び乳製品に用いられる容器包装の規格基準について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会の審議を経て、規格基準の見直しを進めている。

都道府県等に対する要請

- 本年6月に改正食品衛生法に基づく営業届出制度が施行され、合成樹脂製器具・容器包装製造者も対象となることから、適切な運用をお願いする。なお、運用に当たっては厚生労働省ホームページに掲載されるQ&A等を活用いただきたい。
- ポジティブリスト制度について、令和7年6月の完全施行へ向けて、事業者に対し適切な行政指導、情報提供を引き続きお願いする。
- 食品用の容器等に使用されるビスフェノールAについては、厚生労働省ホームページに掲載されたQ&A等も活用しつつ、消費者に対する正確な情報の提供をお願いする。

（5）健康食品の安全性確保

従前の経緯

- 「健康食品」の適正な製造管理のあり方については、「『錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について』及び『錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン』」（平成17年2月1日付け食安発第0201003号食品安全部長通知別添）により事業者による自主的な取組を推進しているところであり、健康食品認証制度協議会による適正製造規範の認証も行われている。
- 健康被害情報の収集・処理体制については、都道府県等に対し、「健康食品」を原因とする健康被害事例を把握したときは、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」（平成14年10月4日付け医薬発第1004001号医薬局長通知別添）に基づき厚生労働省に報告するようお願いしている。報告を受けた厚生労働省においては、健康被害の重篤度、新たな健康被害発生の可能性等を考慮し、都道府県等と連携して消費者や事業者への注意喚起、情報提供を行うこととしている。

- 消費者に対する普及啓発については、リスクコミュニケーションを消費者庁と合同で開催するとともに、パンフレットの配布等の取組を行っている。
- しかし、「健康食品」の摂取と関連する、又は関連が疑われる健康被害事例は依然として生じていたことから、平成 30 年に食品衛生法が改正され、新たに特別の注意を必要とする成分（コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカ及びブラックコホシユの 4 品目）等を含む食品（以下「指定成分等含有食品」という。）による健康被害情報の収集制度が規定され、令和 2 年 6 月に施行された。

今後の取組

- 指定成分等含有食品による健康被害報告については、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会のワーキンググループによる検討を踏まえた対応、公表を行っていく。
- 指定成分等含有食品だけでなく、いわゆる健康食品においても、摂取と関連する、又は関連が疑われる健康被害事例について、健康被害の重篤度、新たな健康被害発生の可能性等を考慮し、消費者、事業者に対し積極的に注意喚起、情報提供を行い、必要に応じ新開発食品評価調査会等において審議を行う。

都道府県等に対する要請

- 指定成分等含有食品の健康被害情報については、企業から報告があった際については、滞りなく厚生労働省への連絡をするよう、引き続きお願いする。
指定成分等含有食品を取り扱う営業者に関する実態調査を通知しているので、2 月末までに報告をお願いする。
- 引き続き、上述の「健康被害防止対応要領」に基づき、医薬品担当部局等と連携しつつ、「健康食品」を原因とする健康被害事例を早期に把握して厚生労働省に報告するようお願いする。
また、各種の機会を通じて管内の「健康食品」の製造業者等の実態把握に努めるとともに、当該事業者に対して、健康被害の発生に関する情報を入手した際には管轄保健所へ情報提供するよう要請すること、「健康食品」による健康被害と疑われる情報が保健所に提供されるよう医療機関等関係機関及び消費者行政機関との連携についてお願いする。
- また、消費者への普及啓発に努めるとともに、「健康食品」による健康被害事例について、消費者や事業者に対し注意喚起、情報提供を引き続きお願いする。

（6）遺伝子組換え食品等の安全性確保

従前の経緯

- 組換え DNA 技術によって得られた生物を利用して製造された食品及び添加物（以下「遺伝子組換え食品等」という。）については、食品衛生法第 13 条第 1 項に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）及

び「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号。以下「審査手続告示」という。）に従い、厚生労働大臣が定める安全性審査を経た旨を公表したものでなければ、我が国での流通は認められていない。

- 遺伝子組換え食品等の安全性審査は、個別の品種・品目ごとに行われている（令和 2 年 12 月末現在で安全性審査を経た旨を公表しているのは食品 323 品種、添加物 47 品目）。
なお、安全性審査の実績の蓄積等を踏まえ、「食品、添加物等の規格基準」、「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査手続」等の改正により、審査手続の見直しを行っている。

・平成 26 年 6 月

- ① セルフクローニング及びナチュラルオカレンスに該当するものは安全性審査の対象外とすること
- ② 安全性の審査を経た旨の公表がされた品種同士の掛け合わせ品種のうち、代謝系に遺伝子組換えによる影響がない植物同士を掛け合わせた品種について、安全性審査を経た旨の公表がされたものとみなすこと
(※) セルフクローニング：最終的に宿主に導入された DNA が、当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物の DNA のみであるもの。
ナチュラルオカレンス：組換え体が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成であるもの。

・平成 29 年 5 月

遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物であって、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性のもの（以下「高度精製添加物」という。）のうち、食品安全委員会が安全性を確認した高度精製添加物（以下「審査済み高度精製添加物」という。）との同等性に係る要件を満たす旨の届出書が厚生労働大臣に提出されたものについて、審査済み高度精製添加物と同様に、組換え DNA 技術を応用した添加物に該当しないものとみなすこと

- また、微生物を利用して遺伝子組換え食品等を製造する場合には、規格基準告示の規定に基づく「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の製造基準」（平成 12 年厚生省告示第 234 号）に従い、適合確認を受ける必要がある（令和 2 年 12 月末現在で製造基準への適合が確認されているのは 2 施設。）。
- 昨今、新たな育種技術として、いわゆる「ゲノム編集技術」を用いて品種改良された農産物等が開発され、食品等として流通し得る段階を迎えている。当該技術は導入遺伝子が残存しない等の理由により、食品衛生法上の「組換え DNA 技術」に該当しない可能性があり、その取扱いについて議論が必要とされていた。このような状況を踏まえ、平成 31 年 3 月に薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会においてこうした食品等の食品衛生上の取扱いについて報告書を取りまとめ、令和元年 9 月に「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」（大臣官房生活衛生・食品安全審議官決定）を定めた。同要領に基づき、同年 10 月から、まずは開発者等が厚生労働省に事前に相談する仕組みとした上で遺伝子変化の状況に応じて届出か安全性審査の対象とするという運用を開始し、令和 2 年 12 月末までに 1 品目のゲノム編集技術応用食品等が届出されている。

今後の取組

- 引き続き、申請された遺伝子組換え食品等について安全性審査及び製造基準の適合確認を行う。
- ゲノム編集技術応用食品及び添加物については、取扱要領に基づく事前相談を効果的に運用し届出や安全性審査の適切な判断を行う。

都道府県等に対する要請

- 遺伝子組換え食品等については、従来どおり、原則として品目ごとに厚生労働省が行う安全性審査を経る必要があるため、事業者に対する周知徹底をお願いします。
- 国内の製造所について、遺伝子組換え食品等に係る適合確認がなされた場合、製造所を管轄する自治体に適合確認の申請書の写しを送付し、当該施設の監視を依頼するので、対応をお願いします。
- ゲノム編集技術応用食品及び添加物については、令和元年10月に施行した「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」の関係事業者等への周知徹底をお願いします。

5. その他食品関係

(1) カネミ油症対策

従前の経緯

- 原因企業であるカネミ倉庫が患者に医療費等の支払を行うとともに、政府においては、昭和60年の三大臣（法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣）による確認事項に基づき、油症治療研究班による研究・検診・相談事業の推進や政府所有米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援を行ってきた。
- 平成20年度には、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関して回答いただいたところである。
- 健康実態調査の調査結果については、油症研究の推進に資するための解析を行うため、平成21年度に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、平成22年3月、同懇談会により健康実態調査結果の報告書が取りまとめられたところである。
- 平成24年には、超党派の議員連盟等において、健康実態調査の実施と健康調査支援金の支給、診断基準の見直しによるカネミ油症患者の認定範囲の拡大や、政府所有米の保管委託の拡大による将来にわたる安定的な医療費の支給の確保及び一時金の残余等の支払い等といった新たな総合的な支援策を講じるべきとの意見がまとまり、これらの支援策の継続的な実施を担保するための議員立法「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（以下、「法」という。）が平成24年8月29日に可決成立し、同年9月5日に公布・施行された。
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき策定することとなっている「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（以下「告示」という。）については、平成24年11月30日に告示され、この指針に基づき、平成25年6月21日に国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫、患者団体で構成された第1回三者協議が開催された。
- 「平成25年度カネミ油症健康実態調査事業の実施について」（平成25年5月15日付食品安全部長通知）に基づき、健康実態調査を開始し、その後毎年度調査を実施している。
- 法附則第2条の規定に基づく対応として、平成28年4月に告示を改正し、これまでの施策に加えて、
 - ①カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握すること及び健康実態調査や検診の後に、希望するカネミ油症患者が健康相談をすることができる体制の充実
 - ②漢方薬を用いた臨床研究を含めた更なる調査及び研究の推進

- ③油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大
 - ④相談支援員の設置を進めるとともに、相談員制度における相談員と相談支援員との相互の連携及び相談支援員に対する研修等の実施を通じて、相談に関するネットワークを構築し、カネミ油症患者等に対する相談体制の充実を図ること
- の4つの支援措置を新たに追加し、施策の総合的な推進を図っている。

今後の取組

- 引き続き、国（厚生労働省、農林水産省及び関係省庁）は、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、必要な施策を実施していく。

※これまでの進捗状況

①健康実態調査の実施

平成27年度の調査協力者：1,441名
平成28年度の調査協力者：1,437名
平成29年度の調査協力者：1,425名
平成30年度の調査協力者：1,411名
令和元年度の調査協力者：1,384名
令和2年度の調査協力者：1,362名

②油症患者の認定範囲の拡大

平成24年12月3日に診断基準を改定。令和2年12月末までの認定患者数は2,350名（うち同居家族認定は332名）

③三者協議の実施

第16回三者協議を開催（令和3年1月16日～1月30日の間に書面協議及びオンライン会議を実施）し、国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者による三者で、カネミ油症患者に関する施策の推進のために必要な事項について協議を実施。

（令和2年6月については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえて中止。）

都道府県等に対する要請

- 健康実態調査の実施については、患者の状況を把握している各都道府県の協力が必要不可欠である。特に、患者からは予算成立後速やかに調査を実施し、健康実態調査支援金もできるだけ速やかに（遅くとも9月末までに）支払っていただくよう要請があるため、令和3年度以降も協力をお願いする。
- 令和2年度の健康実態調査においても、令和元年度の健康実態調査と同様に、油症患者受療券が利用できる医療機関についての要望をとりまとめたところであり、その結果を踏まえ、該当する都道府県あて通知を发出しているの、都道府県医師会等と連携し、関係医療機関等への協力要請をお願いする。
- 同居家族認定の周知のため、令和3年度健康実態調査の送付の際に、周知や申請手続の案内のための書類を同封するようお願いする。
- 毎年度実施している油症検診の実施に際しては、油症患者の希望等を考慮することとし、検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示するなど、検診の利便性を高めるようお願いする。また、油症検診の周知について協力をお願いする。
- 患者から、居住地の移転や死亡に関する連絡を受けたときは、患者の同意を得た上で、連絡方法に関する油症患者の希望など、必要な情報を関係自治体やカネミ倉庫等に提供するようにお願いする。
- 各都道府県等における円滑な油症患者の認定手続き及び認定時の国への状況報告を引き続きお願いする。認定結果の通知の際には、カネミ倉庫から認定患者への医療費の支払い等に関するご案内も同封して頂けるよう引き続きお願いする。
- 患者からは、カネミ倉庫からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいとの要望があり、平成28年度健康実態調査等事業から、相談支援に関する項目を加えたところである。これを踏まえ、各都道府県においては、この事業を活用して相談支援員の設置を進め、従来の相談窓口や油症治療研究班に設置されている油症相談員との連携を図り、適切な相談対応をお願いする。
- 第14回三者協議での合意に基づき、現在、厚生労働省において、油症患者に対する施策の一層の推進のため、国、都道府県等、全国油症治療研究班及びカネミ倉庫株式会社の各主体間で油症患者健康実態調査の対象者等の情報をオンラインで連携できるシステムについて、令和3年4月を目途に試行運用、同年夏を目途に本格運用できるよう構築を進めている。都道府県においては、事前の調整及び稼働後の運用等に協力をお願いする。
- 平成28年4月の告示の改正により、新たな支援施策として追加した、カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握することができる体制の充実として、いわゆる「検診手帳」を令和2年3月に発行したので、引き続き配布等について協力をお願いする。

(2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

従前の経緯

- 「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)に基づき、「(財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発第0027第1号食品安全部企画情報課長通知)等により、(公財) ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。
- 健康管理手当の収入認定について、「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(平成27年11月27日生食企発1127第1号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知)を発出した。
- 住所不明者の情報提供について、「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について」(平成26年12月3日食安企発1203第2号食品安全部企画情報課長通知)を発出した。
- 平成27年1月、「平成26年度森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」を開催し、(公財) ひかり協会が行う救済事業に対する行政協力について要請した。
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の高齢化等に伴う生活の場の確保に関連して、施設入所等に関する通知を再周知するため、平成28年9月16日付事務連絡「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」を発出した。
- 障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者へ適切なサービスが65歳以降にも提供されるよう、平成31年1月10日付事務連絡「(公財) ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」を発出した。

今後の取組

- 引き続き、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、(公財) ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとし、必要に応じて関係通知を改正する等の措置を講ずることとしている。

都道府県等に対する要請

- (公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、引き続き、次に掲げる5点をお願いする。
 - ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的を開催すること。
 - ② (公財)ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議(地域救済対策委員会等)に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
 - ③ 「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等を通じた厚生労働省から都道府県等への伝達の内容については、関係部局及び管下市町村等に対する周知を徹底すること。
 - ④ 市町村に対し、森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを、個人情報の取り扱いに留意し、交付すること。
 - ⑤ 令和2年度8月に、すべての被害者が65歳に達したことから、平成31年1月10日付事務連絡「(公財)ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」に基づき、市町村において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、障害保健福祉部局と介護保険部局とが連携し、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めることとし、障害のある被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう、市町村等の関係行政機関と緊密な連絡調整を図るとともに、管内市町村あて周知徹底いただくこと。

(3) 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション

従前の経緯

- 厚生労働省においては、関係府省庁と連携しつつ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進している（食品安全基本法第13条、食品衛生法第64条、第65条）。
 - ※ リスクコミュニケーションとは、リスク分析の手法の重要な一要素としての関係者相互間の情報及び意見の交換をいう。
 - 具体的には、食品中の放射性物質対策、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、SNSによる情報発信、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。
 - ※ パンフレット等を作成した際には、厚生労働省ホームページに掲載するとともに、メールで送付しているので、関係事業者、消費者等への周知にご活用いただきたい。
- 《令和2年度の主な実績》
- ・意見交換会等の開催（食品中の放射性物質、ゲノム編集技術応用食品等、健康食品、輸入食品）
 - ・Twitter（厚生労働省食品安全情報（@Shokuhin_ANZEN））による情報発信：食中毒予防、意見交換会等の開催案内 等
 - ・パンフレット「食品の安全確保に向けた取組」の作成
 - ・パンフレット「知りたい輸入食品」の作成
- そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなどの協力をしている。

今後の取組

- 今後とも、意見交換会の開催、広報や広報資材の提供等に積極的に取り組むこととしている。
- 《令和3年度の主な予定》
- ・意見交換会の開催
 - ・Twitter（厚生労働省食品安全情報（@Shokuhin_ANZEN））による情報発信
 - ・ホームページの充実
 - ・パンフレット、リーフレット等の広報資材の作成

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係都道府県等のご協力に改めて感謝を申し上げます。各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対する広報や意見交換会の開催などリスクコミュニケーションを一層推進するよう、願います。
厚生労働省としても、引き続き、可能な限り広報資材の提供や講師・パネリストの派遣等を行うなど協力してまいりたい。

6. 生活衛生行政について

(1) 生活衛生関係営業における生産性向上推進事業について

従前の経緯

- 生産性向上については、政府全体で取り組んでいるところだが、生活衛生関係営業は特に労働生産性が低いとの指摘がなされていることから、厚生労働省において、平成30年度より委託事業として、ガイドライン・マニュアルを使用した生産性向上推進事業を実施してきた。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により生活衛生関係営業者は深刻な経営難に陥っており、営業者の生産性向上は以前にも増して課題となっていることから、令和2年度第3次補正予算において、生産性向上推進事業に係る経費を予算措置したところである。
- 「新しい生活様式」にも適応するよう新たにガイドライン・マニュアルの策定を行うとともに、地域を対象に先端的、戦略的なモデル事業を実施することにより、効果的な経営モデルを都道府県生活衛生営業指導センターに蓄積し、生活衛生関係営業者への支援に繋げる。

都道府県等に対する要請

- 令和3年度にかけて引き続き事業を実施する予定であり、事業実施に当たっては、委託事業者と都道府県生活衛生営業指導センターの経営指導員等で連携して行っていくこととしていることから、ご承知おき頂くとともに、ご協力をよろしくお願いしたい。

(2) 違法民泊対策について

従前の経緯

- 住宅宿泊事業法・改正旅館業法施行前（平成30年3月末）と比べ、旅館業法違反のおそれがあると自治体が把握している事案は、大幅に減少しているものの、依然として一定数存在。

違法民泊対策について

民泊の現状

- 平成30年6月15日、民泊に関するルールを定めた住宅宿泊事業法及び違法民泊への取締りを強化する改正旅館業法が施行。
- 住宅宿泊事業の届出住宅数：19,768件（令和2年12月7日時点）／簡易宿所数：35,452件（平成31年3月31日時点）
／特区民泊認定数：3,482施設10,521居室（令和2年12月4日時点）
- 旅館業法違反のおそれがあると地方自治体が把握している事案は、令和2年3月末時点で1,624件であり、法施行前の平成30年3月末時点の7,993件よりは4分の1以下に大幅減少しているものの、依然として違法民泊対策は喫緊の課題。
- 令和2年9月末時点の住宅宿泊仲介業者等99社の取扱件数の合計は118,099件で、前回（令和2年3月末）調査から11,347件減少。



法施行後の主な取組

（地方自治体への対応）

- 違法民泊取締りに当たって地方自治体から多く寄せられる疑義照会への回答を、**旅館業法FAQ**として取りまとめ、地方自治体に発出（平成30年10月15日発出、平成31年4月17日、令和元年7月26日、令和2年10月12日に一部修正）。
- **違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージ**を、厚生労働省HPや旅行者向け情報サイトへ掲載。
- **外国語訳（16カ国語）も作成し**、厚生労働省HPへ掲載したほか、自治体に提供。
- 地方自治体の**違法民泊取締りの事例を収集し**、厚生労働省HPで紹介。
※京都市：無許可営業施設への旅館業停止命令を令和元年10月25日に発出。
→違法民泊疑い事案数は、1,339件（平成30年3月末時点）→4件（令和2年3月末時点）と大幅減。
※大阪府：大阪府警や大阪府と連携し、違法民泊撲滅チーム（警察官OB30名等）を結成。
→違法民泊疑い事案数は、3,277件（平成30年3月末時点）→24件（令和2年3月末時点）と大幅減。

（関係省庁間の連携）

- **違法民泊対策関係省庁連絡会議**を定期的開催して関係省庁における取組を紹介し、情報共有・連携強化に取り組んでいる。
※違法民泊取締り対策に関する連携強化を進めるため、平成30年5月21日に設置。平成30年11月12日に第2回、平成31年3月18日に第3回、令和元年7月17日に第4回、令和2年12月18日に第5回を開催。
- 地方自治体と協力して**民泊仲介サイトにおける取扱い物件**について適法性の確認を行い、適法と確認できなかった物件については仲介業者等に対して**削除するよう指導**を行った。
- **厚生労働省HPには、地方自治体の旅館業法許可物件掲載ページを掲載し**、仲介業者に通知。仲介業者が取扱い物件の適法性を速やかに行えるようにした。
- **住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法の許可物件、特区民泊の認定施設を、一括で管理するデータベースを構築。**
仲介業者が仲介サイト掲載前に、データベースの情報との照合を行うことで、違法な物件が仲介サイトに掲載されないように指導。

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省においては、観光庁と連携の上、地方自治体の取締り対策に資するFAQの改訂等、順次必要な対策を実施しているところであるが、地方自治体の皆様におかれても、引き続き違法民泊の取締りの徹底をお願いしたい。

(3) 感染拡大予防ガイドラインの周知徹底について

従前の経緯

- 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされた。
- 本提言を踏まえ、以下のとおり、生活衛生行政関係業種において、新型コロナウイルス感染拡大予防業種別ガイドラインが作成されている。

新型コロナウイルス感染拡大予防業種別ガイドラインの作成状況		
業種	作成団体	公表日
宿泊施設	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	5月14日
映画館	全国興行生活衛生同業組合連合会	5月14日
外食業	一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会 (全国飲食業生活衛生同業組合連合会、全国すし商生活衛生同業組合連合会、全国中華料理生活衛生同業組合連合会、全国麺類生活衛生同業組合連合会、全国料理業生活衛生同業組合連合会、全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会)	5月14日
理容業	全国理容生活衛生同業組合連合会	5月29日
美容業	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	5月29日
クリーニング所	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	5月29日
浴場業（公衆浴場）	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	5月29日
ビルメンテナンス業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	5月29日
演芸場	全国興行生活衛生同業組合連合会	5月29日
オーセンティックバー	一般財団法人カクテル文化振興会 一般社団法人日本バーテンダー協会 一般社団法人日本ホテルバーメンス協会	6月2日
氷雪販売業	全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会	6月12日
食肉販売業	全国食肉生活衛生同業組合連合会	6月12日
食鳥肉販売業	全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会	6月12日
社交飲食業	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	6月13日
ライブハウス	一般社団法人ライブハウスコミッション NPO法人日本ライブハウス協会 日本音楽会場協会	6月13日
ダストコントロール業	一般社団法人日本ダストコントロール協会	6月29日
ライブレストラン	日本ライブレストラン協会	10月14日

- 厚生労働省においては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について（依頼）」（令和2年7月15日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）等により関係団体宛、ガイドラインの周知徹底や遵守を依頼しているところ。

都道府県等に対する要請

- 都道府県等においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当該ガイドラインの周知徹底や遵守を管内の関係事業者に対して依頼していただきたい。

(4) 建築物衛生法関係の検討会について

従前の経緯

- 建築物衛生法に規定する特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準については、平成14年に改正して以降、見直しが行われていないところである。この間、特定建築物を取り巻く状況は大きく変化し、建築物はより大規模化・高層化が進んだことに加え、建築衛生設備・機器に関するICT技術が大きく進展し、さらに、国際機関では室内環境基準について新たなガイダンス等が策定されている。

都道府県等に対する要請

- 今後、厚生労働省では、学識経験者等で構成される検討会を開催し、特定建築物の要件、国際基準等を踏まえた建築物環境衛生管理基準の見直し等、適切な建築物衛生管理に必要な事項について検討を行うこととしているのでご承知おきいただきたい。
- また、本検討に関連し、建築物環境衛生管理技術者の兼任状況等について調査を実施する予定であるので、御協力いただきたい。

7. 水道行政について

(1) 水道事業関係予算について

従前の経緯

- 水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められるライフラインであり、その普及率は平成 30 年度末現在で 98.0%に達している。一方で、その多くが高度経済成長時代の 1970 年代に集中整備されたものが多く、施設の老朽化の進行や管路の耐震化率の低さ（平成 30 年度末で 40.3%）が課題となっている。また、人口減少等により料金収入が減少していることから、水道施設の耐震化・老朽化対策の推進を図る上でも、広域化の推進等による運営基盤の強化が喫緊の課題となっている。
- これらの課題に対応するため、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化に関する施設整備をより効果的に支援することを目的として、平成 26 年度補正予算で、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に配分できる生活基盤施設耐震化等交付金を創設し、以後、支援策の充実を図ってきた。
- また、平成 30 年 7 月豪雨などの頻発する災害を踏まえ、全国の上水道事業を対象に実施した重要度の高い水道施設に係る緊急点検などを踏まえて策定された「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定。以下「緊急対策」という。）に基づき、停電対策、土砂災害対策、浸水災害対策、浄水場及び配水場の耐震化並びに基幹管路の耐震化を集中的に推進してきたところであるが、令和 2 年 12 月 11 日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（以下「加速化対策」という。）において、緊急対策に基づき実施してきた水道施設の耐災害性強化対策及び基幹管路の耐震化対策の加速化・深化を図るため、新たに中長期目標を掲げ、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で重点的・集中的に対策を講じることとした。具体的には、
 - ・ 2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場の停電対策実施率については、67.7%（令和元年度）から 77%（令和 7 年度）に引き上げ
 - ・ 影響が大きい浄水場で土砂警戒域内にある施設の土砂災害対策実施率については、42.6%（令和元年度）から 48%（令和 7 年度）に引き上げ
 - ・ 影響が大きい浄水場で浸水想定区域内にある施設の浸水災害対策実施率については、37.2%（令和元年度）から 59%（令和 7 年度）に引き上げ
 - ・ 浄水場の耐震化率については、30.6%（平成 30 年度）から 41%（令和 7 年度）に引き上げ

(供給能力ベース)

- ・配水場の耐震化率については、56.9% (平成30年度) から70% (令和7年度) に引き上げ

(有効容量ベース)

- ・基幹管路の耐震適合率については、40.3% (平成30年度) から54% (令和7年度) に引き上げを図り、大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減させることとした。

今後の取組

- 水道施設の整備に関する令和3年度予算案については、他府省計上分と合わせて、395億円を計上しており、令和2年度第3次補正予算案(390億円)と合わせた施設整備費の総額では785億円となっている。
- 令和2年度第3次補正予算案においては、加速化対策を踏まえ、
 - ①浄水場(※1)における停電・浸水災害・土砂災害対策への補助を継続する
 - ※1 2,000戸以上の給水を受け持つなど影響の大きい浄水場
 - ②令和元年度補正予算限りの措置としていた配水場・ポンプ場における停電・浸水災害・土砂災害対策への補助を継続する(影響の大きい浄水場の下流にあるものに限る)
 - ③取水場への対策については、浄水場と合わせて事業を実施する場合を補助対象としていたが、取水場単独の対策も補助対象とする(影響の大きい浄水場の上流にあるものに限る)
 - ④令和元年度補正予算限りの措置としていた、公共性が高く社会的影響が大きい施設に配水する配水支管(※2)の耐震化対策を引き続き交付対象とする
 - ※2 地域防災計画に位置づけられていない学校や福祉施設等こととしている。
- また、令和3年度当初予算案においては、生活基盤施設耐震化等交付金の支援策を拡充し、管路耐震化事業の交付対象となる管種の拡大などの措置や海底送水管やソフト事業に係るメニューを創設することで水道の基盤強化を図ることとしている。
 - ①水道管路緊急改善事業の交付対象拡大
 - ・交付対象となる管種に、1988年以前に布設されたポリエチレン管を追加する。
 - ② 水道事業の海底送水管の更新に係る支援メニューの創設

- ・布設後 20 年を経過した水道事業の海底送水管について、管種に限らず財政支援の対象とする（令和 7 年度までに事業計画が採択されたものに限る）

③被災した水道施設の災害対策に係る支援メニューの創設

- ・水道施設災害復旧費補助金の対象となった事業に併せて、電気設備の嵩上げ等の災害対策を実施する場合、上乘せ部分について財政支援を行う

④広域化事業の要件緩和

- ・市町村域を超えて 3 事業以上の広域化を要件の一つとしているところ、半島振興対策実施地域等の地理的な条件が厳しい地域については、2 事業以上の広域化に要件緩和する

⑤水道事業における IoT 活用推進モデル事業の交付対象拡大

- ・簡易水道事業を交付対象に加える。

⑥事業体におけるソフト事業への支援メニューの創設

- ・事業継続計画（BCP）の策定や複数事業者間で実施するアセットマネジメント、施設統廃合等の検討経費への財政支援を行う

- 東日本大震災に係る水道施設災害復旧費については、令和 3 年度予算案として、各自治体の復興計画において、令和 3 年度に予定されている施設の復旧に必要な経費の財政支援を行うため、復興庁に 13 億円を一括計上している。

都道府県等に対する要請

- 既に依頼している水道施設整備費国庫補助金等に係る要望書の提出にあたっては、5 か年加速化対策を踏まえ、水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策及び基幹管路等の耐震化の推進に係る検討を速やかに進め、今般の予算を積極的に活用していただくよう、各関係者へ取組みを促していただきたい。

- 生活基盤施設耐震化等交付金については、平成 28 年度から、都道府県が取りまとめた事業計画に基づき、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に交付することとなっていることから、水道事業の広域化や水道施設の耐震化等を推進し、持続可能かつ強靱な水道が構築されるよう、地域の実情に応じて弾力的に配分を行うなど、引き続き積極的な取組をお願いする。

特に、令和 2 年度第 3 次補正予算、令和 3 年度当初予算案において新たに追加された項目については、これまでの計画の見直しを含め、積極的な取組をお願いする。

(2) 水道の基盤強化について

従前の経緯

ア. 広域連携の推進

- 日本の水道は、98.0%（平成30年度末時点）の高い普及率に達し、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、水道施設の老朽化の進行、耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な更新のための備えが不足といった課題に直面し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが重要である。
- 1,330の上水道事業の内、給水人口5万人未満の中小規模の事業者は901と多数存在している（平成30年度水道統計）。特に人的体制や財政基盤が脆弱な中小規模の水道事業者においては、将来にわたり持続可能な水道事業を運営するため、職員確保や経営面でのスケールメリットの創出につながる広域連携の手法を活用し、経営基盤強化することが有効である。このため、令和元年10月1日に施行された改正水道法において、広域連携の推進に関し、以下の事項について規定された。
 - ・都道府県は水道事業者等の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならない。
 - ・国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めること。
 - ・都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができる。なお、改正前の水道法第5条の2第1項の規定に基づく広域的水道整備計画は、水道基盤強化計画と発展的に統合することとする。
 - ・都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする広域的連携等推進協議会を設けることができる。
- また、「「水道広域化推進プラン」の策定について（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）」において、各都道府県に対し、水道広域化推進プランを令和4年度末までに策定するよう要請しており、令和2年9月時点で5府県が策定している。

イ. 官民連携の推進

- 政府全体の取組として、水道についても、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域連携を行うとともに、多様な官民連携の活用を検討することが求められている。官民連携は、単に経費節減の手段としてではなく、水道事業の持続性、公共サービスの質の向上に資するものとしても捉えるべきであり、水道事業及び水道用水供給事業を担う地方公共団体においては、それぞれの置かれた状況に応じ、長期的な視点に立って、優れた技術、経営ノウハウを有する民間企業や、地域の状況に精通した民間企業との連携を一層図っていくことが、事業の基盤強化に有効な方

策の一つとして考えられる。

水道事業及び水道用水供給事業における官民連携には、個別の業務を委託する形のほか、複数の業務を一括して委託する包括業務委託や、水道の管理に関する技術上の業務について、水道法上の責任を含め委託する第三者委託、DBO、PFI の活用など様々な連携形態がある。さらに、改正水道法において、水道の基盤の強化のための手法の一つとして、多様な官民連携の選択肢を広げる観点から、PFI 法に基づくコンセッション方式について、公の関与を強化し、地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を実施可能としたところである。

厚生労働省では、新たなコンセッション方式の許可に関する審査についての基本的な考え方を示すため、「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を令和元年9月に策定した。また、併せて、水道事業等において想定される官民連携手法について、各手法の特徴や、導入に当たって検討すべき事項等を解説した「水道事業における官民連携に関する手引き」について、新たなコンセッション方式の解説を加える等の改訂を実施した。

ウ. その他事項

○ CPS/IoT の活用

CPS/IoT などの先端技術の活用により、自動検針や漏水の早期発見といった「業務の効率化」に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの「付加効果の創出」が見込まれ、水道事業の運営基盤強化につながるものと考えられる。

厚生労働省では、先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業に対する財政支援を実施しているとともに、経済産業省とも連携し、従来の水道事業のシステム機器の課題であったベンダロックインを解消した水道のデータを横断的かつ柔軟に利活用できる仕組みである「水道情報活用システム」の導入支援を進めている。

○ 健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

厚生労働省では、「飲料水健康危機管理実施要領」を策定し、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることとしており、「飲料水健康危機管理実施要領について」（平成14年6月28日健水発第0628001号厚生労働省健康局水道課長通知）により、危機管理の実施及び飲料水の水質異常などについて厚生労働省への報告をお願いしている。また、「水道の断減水状況の報告について」（昭和54年3月23日付け環水第39号厚生省環境衛生局水道環境部長通知（以下「昭和54年部長通知」という。））により、渇水、風水害、地震等による断減水状況についても、厚生労働省へ報告をお願いしている。

今後の取組

○ 令和元年 10 月 1 日に法施行を迎えたことから、水道の基盤強化のための地域懇談会や全国水道関係担当者会議等において改正法の趣旨を周知するとともに、改正水道法に基づく取組等を進めることにより水道の基盤強化を図る。

都道府県等に対する要請

○ 都道府県及び水道事業者等におかれては、改正水道法及び関係政省令、平成 28 年 3 月 2 日の 2 つの通知、平成 31 年 1 月 25 日の通知、令和元年 9 月 30 日の施行通知、基本方針や各種手引き、ガイドライン、各種会議資料等を踏まえ、引き続き水道の基盤強化のために必要な対応をお願いする。

- ・水道事業者等においては、引き続き自らの事業基盤の強化を進めていただきたい。
- ・都道府県においては、広域連携の推進役として、水道事業者間、水道用水供給事業者間、水道事業者と水道用水供給事業者との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行っていただきたい。加えて、令和 4 年度までの「水道広域化推進プラン」の策定やその内容を引き継いだ「水道基盤強化計画」の策定に努められたい。

○ 厚生労働省では、平成 29 年度より「水道の基盤強化のための地域懇談会」を開催してきたが、令和元年 10 月に改正水道法が施行されたことから、令和 2 年度からは従来の地域ブロック単位ではなく都道府県単位の開催とした。各都道府県におかれては、今後とも地域懇談会の開催に向けての協力をお願いする。

○ 都道府県においては、水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項として「デジタル化の推進に関する事項を盛り込むことができるよう検討する」とされていることも踏まえ、水道事業者等による「水道情報活用システム」等の CPS/IoT の活用に係る取組の検討に当たり、厚生労働省 Web サイト内の「CPS/IoT の活用」のページも参考にしつつ、情報の提供及び技術的な援助を行うようお願いする。

○ 令和 2 年 2 月 27 日に一部改正した厚生労働省水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日付け健水発第 1025 第 1 号）により、①「飲料水健康危機管理実施要領」により引き続き危機管理の実施をお願いするとともに、②風水害、地震等の自然災害や一定規模以上の事故等による水道施

設への被害及び水質事故等に関して、所定の様式、方法にて厚生労働省への報告をお願いする。

(3) 水道事業者等への指導監督について

従前の経緯及び今後の取組

- 厚生労働省では、平成13年度から厚生労働大臣認可の水道事業者等を対象に水道法第39条の規定に基づく立入検査を実施しており、水道技術管理者の従事・監督状況等の水道法に規定する事項の遵守状況や、自然災害やテロ等危機管理対策の状況等を確認している。
- 令和元年度は、34の水道事業者等に対して立入検査を実施し、文書での指摘を延べ49件、口頭での指摘を延べ105件行うとともに、立入検査により把握した好事例5例を公表した。今年度は36の水道事業者等に対して、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、現地検査のほかオンライン方式を用いて立入検査を実施する予定である。

都道府県等に対する要請

- 都道府県においても、上記の状況を御承知の上、管内水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。
- 国認可の水道事業者に対しては、改正水道法及び関係法令の主旨を踏まえた立入検査を活用した指導・助言等を行っているところである。都道府県におかれても、管下水道事業者に対し、改正水道法及び関係法令の主旨を踏まえた重点的な指導監督をお願いする。
- また、毎年度、厚生労働大臣認可の水道事業者等の水道技術管理者を対象とした研修を実施しており、研修資料を水道課ホームページに掲載しているため、管内水道事業者等に対する研修等に活用されたい。(今年度は、令和3年1月15日(宮城県)、1月28日(岩手県)及び2月19日(オンライン方式)に実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、本研修を中止することとしたところである。)

(参考) 水道課ホームページ「令和元年度水道技術管理者研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188561_00002.html

(4) 水道水質管理

ア. 水道水質基準等の見直し

従前の経緯

- 平成 15 年の厚生科学審議会答申に基づき、厚生労働省では常設の検討会を設置して、最新の科学的知見を踏まえた水質基準等の逐次改正の検討を行っている。
- 最近の改正として、令和 2 年 3 月 23 日に開催された第 21 回厚生科学審議会生活環境水道部会等の了承を経て、六価クロム化合物の水質基準値の変更、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の水質管理目標設定項目への追加と目標値 (暫定) の設定、対象農薬リスト掲載農薬類 3 物質等の目標値の変更を行い、同年 4 月 1 日に施行した。
- 検査法に関する最近の改正として、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」を改正し、六価クロム化合物の水質基準値の変更に伴う所要の措置等を講じ、令和 2 年 4 月 1 日に施行した。

都道府県に対する要請

- 水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず、幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、貴管下の水道事業者等に対し、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行うよう周知指導方、特段のご配慮をお願いする。
- 要検討項目について検査を行った場合には、当該検査結果を水質基準の逐次改正の検討に役立つため、厚生労働省において毎年実施している水道水質関連調査を通じてデータの提供をお願いする。

イ. 耐塩索性病原生物への対応について

従前の経緯

- 水道水における耐塩索性病原生物 (クリプトスポリジウム及びジアルジア) への対応については、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水の汚染のレベルに応じて、施設整備や原水の水質検査等を水道事業者等に行っているところである。令和元年 5 月 29 日に省令及び指針を改正し、地表水を原水

とする水道施設の耐塩素性病原生物対策として、濾過等の設備による濾過を行った上での紫外線処理を新たに追加した。

- また、平成 30 年度末時点で、全国の水道事業、水道用水供給事業及び専用水道の水道施設において耐塩素性病原微生物対策が未対応である施設の割合は、レベル 4 の施設で約 12%、レベル 3 の施設で約 49%となっている。更に、原水の指標菌の検査が行われていないことにより、レベルが不明である施設が全国で 1,315 施設存在している。

都道府県等に対する要請

- 耐塩素性病原生物対策が未対応である貴管下の水道事業者等に対して、指針等に基づく対応が推進されるよう、周知指導方、特段のご配慮をお願いする。
- 貴管下水道事業者等において、原水又は浄水等から耐塩素性病原生物が検出された場合は、水質事故等に関する情報の提供を依頼している「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成 25 年 10 月 25 日健水発 1025 第 1 号)に基づき、厚生労働省水道課あてに報告をお願いする。

ウ. 適正な水質検査の確保について

従前の経緯

- 水道法第 20 条に基づく水質検査は、水道により供給される水が同法第 4 条に定める水質基準に適合するかどうかを判断するために行うものであり、水道事業者自らが実施する場合も登録水質検査機関等に委託して実施する場合もその信頼性の確保が必要である。また、同法第 24 条の 3 に基づく第三者委託により水質検査業務を実施する場合は、水質検査業務が適切に行われているか水道事業者等が確認できるようにするなどの留意が必要である。
- このため厚生労働省では、第三者委託における水質検査業務の適正な実施を確保するため、平成 28 年 12 月「水道事業における官民連携に関する手引き」にその委託やモニタリングにおける留意事項等を追記した。
- 水質検査業務の委託については、平成 23 年に水質検査の委託契約手続きの適正化、委託先の検査機関の監督等に関して水道法施行規則を改正するとともに、平成 24 年 9 月に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」を通知した。また、登録水質検査機関においては、改

正水道法施行規則や業務管理要領等に基づき、水質検査の信頼性の確保のための体制の整備や水道法施行規則に定める検査方法による水質検査の実施等、水道法に定める規定を着実に履行し、水質検査が適切に実施されているかについて日常の業務管理を行うことが重要である。

今後の取組

- 水道水質検査の信頼性確保及び検査精度向上を図るため、従前から実施している統一試料を用いた外部精度管理調査に加え、登録水質検査機関が行う水質検査業務において、精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とした日常業務確認調査を平成 24 年度から実施しており、今後も引き続き実施する予定である。

都道府県に対する要請

- 都道府県においては、管下の第三者委託により業務の委託を行う水道事業者等に対し、水質検査が適正に取扱いされているかを確認・指導するとともに、厚生労働省の取組を参考に水道事業者等が登録水質検査機関の業務の確認等に努めるよう指導する等、特段のご配慮をお願いする。

エ. 貯水槽水道について

従前の経緯

- 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道に係る事務については、以前は都道府県、保健所設置市及び特別区が行っていたが、平成 25 年 4 月 1 日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）により、簡易専用水道等に係る指導権限が都道府県から一般市に移譲されたところである。
- 平成 13 年の水道法改正により、水道事業者が定める供給規程に、貯水槽水道の設置者と水道事業者との責任を明確に定めることとされ、各水道事業者においては、必要な規定を定めるとともに、直結給水方式の推奨や貯水槽水道設置者への適切な助言等を含め、独自の取組が実施されているところである。
- 簡易専用水道の管理の検査の受検状況は、平成 30 年度は 78.4%であり、近年は 80%弱で推移している。簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は 23.1%であり、特に衛生上問題があったために報告された割合は 1.0%であった。

- 小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m³以下のもの）の検査受検状況は、平成30年度は3.4%であり、近年は3%前後で推移している。小規模貯水槽水道の検査において指摘のあった施設の割合は、23.8%であり、特に対策の充実が急務となっている。

都道府県に対する要請

- 管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成22年3月25日付け健水発0325第6号、第8号）を発出し、都道府県に対し、貯水槽水道の所在地情報を定期的に更新するとともに、水道事業者に対し衛生行政部局から貯水槽水道の所在地の情報提供等の協力要請があった場合には所要の協力を行うようお願いしている。都道府県及び市においては、水道事業者と連携しつつ、貯水槽水道の設置箇所の把握や設置者に対する指導等を推進するよう、引き続き特段の配慮をお願いする。
- また、都道府県においては、権限移譲先の市において円滑に事務が執行されるよう、市移譲先部局と情報を共有するなど積極的な連携体制を図るとともに適切な助言を行うよう、引き続きよろしく願います。

■新経済・財政再生計画改革工程表2020 ※参考資料含む

インフラ点検・診断業務においてロボット・センサー等新技術導入を促進	施設管理者の割合を2020年頃までに20%、2030年頃までに100%
中長期的なインフラ維持管理・管理費見通しを公表	2020年度末までに100%
個別施設計画の策定率	2020年度末までに100%
個別施設計画に基づく集約化・複合化等	進捗状況をモニターする
分野毎に定める水道施設の点検期間中の点検の実施率	100%（分野毎に定める点検期間中）
点検の結果、措置が必要と判断された施設の修繕の実施率	毎年度増加
広域化、コンセッション等民活手法を含む経営のあり方の検討を促す	2021年度末までに30件
広域化、官民連携等を推進するための計画策定を促す	2022年度末まで全都道府県で策定
広域連携に取り組むこととした市町村数	2022年度末まで650団体 （2019度末571団体）
水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合	2025年度末までに100%

■国土強靱化年次計画2020

上水道の基幹管路の耐震適合	2022年50%（年2%、2000km）
危機管理マニュアルの策定	2023年度100%
水道施設平面図のデジタル化	2025年度100%

■防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

浄水場における停電対策（2000戸以上を受け持つなど影響の大きい浄水場）	令和7年度77%（令和元年度67.7%）
浄水場における土砂対策（2000戸以上を受け持つなど影響の大きい浄水場・土砂警戒区域）	令和7年度48%（令和元年度42.6%）

浄水場における浸水対策(2000 戸以上を受け持つ など影響の大きい浄水場・浸水想定区域)	令和7年度59%(令和元年度 37.2%)
浄水場・配水場の耐震化	浄) 令和7年度 41%(平成 30 年度 30.6%) 配) 令和7年度 70%(平成 30 年度 56.6%)
基幹管路の耐震化	令和 10 年度 60%(平成 30 年度 40.3%)
■地球温暖化対策計画	
再生可能エネルギー発電量	18152 万 kWh(2020 年度)、24852 万 kWh (2030 年度)
2013 年度比・省エネルギー量	37485 万 kWh(2020 年度)、75054 万 kWh (2030 年度)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
令和2年度生活衛生・食品安全関係予算案の概要	生活衛生・食品安全企画課	経理係	—	2404
1.輸入食品の安全確保対策について	食品監視安全課輸入食品安全対策室	—	—	4243
2.検疫業務関係について	検疫所業務管理室	検疫業務係	—	2468 2460
3-(1)改正食品衛生法に基づく対応について	食品監視安全課	食品安全係	—	2478
3-(2)食中毒発生時・予防対策	食品監視安全課	食中毒被害情報管理室	—	4240
3-(3)食品等の監視指導	食品監視安全課	化学物質係	—	4242
3-(4)食肉・食鳥肉の安全対策	食品監視安全課	乳肉安全係	—	2476
3-(5)水産食品の安全対策	食品監視安全課	水産安全係	—	4244
3-(6)食品中の放射性物質への対応	食品監視安全課	化学物質係	—	4242
3-(7)食品の輸出促進対策	食品監視安全課輸出先国規制対策室	—	—	4248
4-(1)食品中の残留農薬等の対策	食品基準審査課残留農薬等基準審査室	—	—	4299
4-(2)食品中の汚染物質等の対策	食品基準審査課	汚染物質基準係	—	4281
4-(3)食品添加物の対策	食品基準審査課	添加物係	—	4274
4-(4)器具・容器包装、おもちゃ等の対策	食品基準審査課	容器包装基準係	—	2487
4-(5)健康食品の安全性確保	食品基準審査課新開発食品保健対策室	—	—	4282
4-(6)遺伝子組換え食品等の安全性確保	食品基準審査課新開発食品保健対策室	—	—	4283
5-(1)カネミ油症対策	生活衛生・食品安全企画課	指導係	—	2492
5-(2)森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力	生活衛生・食品安全企画課	指導係	—	2492
5-(3)食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーション	生活衛生・食品安全企画課	リスクコミュニケーション係	—	2493
6-(1)生活衛生関係営業における生産性向上推進事業について	生活衛生課	指導係	—	2437
6-(2)違法民泊対策について	生活衛生課	指導係	—	2437
6-(3)感染拡大予防ガイドラインの周知徹底について	生活衛生課	指導係	—	2437
6-(4)建築物衛生法関係の検討会について	生活衛生課	—	—	2432
7-(1)水道事業関係予算について	水道課	上水道係	—	4026
7-(2)水道の基盤強化について	水道課	技術係	—	4008
7-(3)水道事業者等への指導監督について	水道計画指導室	—	—	4012
7-(4)水道水質管理	水道水質管理室	基準係	—	4033